北広島市
高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画

計画期間：令和3年度～令和5年度

HOKKAIDO KITAHIROSHIMA

令和3年3月

はじめに

我が国の人口は、平成20年の1億2,808 万人をピークに減少に転じ、少子高齢化が急速に進行するなど、これまで経験したことのない時代を迎えようとしています。

さらに、新型コロナウイルスが経済や医療に大きな影響を与え、終息が見えない状況の中、国においては社会保障4経費である「医療」「介護」「年金」「子ども・子育て」の分野での制度改革が一体的に進められ、医療および介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきています。

北広島市においては、令和2年9月30日現在、高齢化率が32.7%となっており、高齢化が進んでおります。今後さらに、団塊の世代が75歳を超える令和7年（2025年)、団塊ジュニアの世代が65歳に到達する令和22年（2040年）に介護ニーズの高い75歳以上人口が急速に増加することが予想されます。

高齢化の進行により、介護の分野においては介護給付費の増加、要介護状態の重度化、認知症高齢者の増加、介護の現場を支える人材の不足などの諸問題が、今後さらに深刻化していくことが想定されます。特に認知症への対応については、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立するとともに、早期からの適切な診断や対応等を行うことが求められています。

このような状況下においては、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要となりますが、そのためには、これまで構築してきた「地域包括ケアシステム」をより一層深化・推進していくことが重要となります。

本計画では、このような考え方に基づき、「高齢者をはじめすべての方が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい安全・安心な生活を送ることができる、地域共生社会の実現」を基本理念に掲げ、介護予防・重度化防止の推進、自立支援、在宅医療・介護連携を図るための体制の整備、日常生活の支援、および高齢者の住まいの安定的な確保に努めてまいります。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました北広島市保健福祉計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」などにご協力をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月
北広島市長　上 野 正 三

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

第１節　計画の趣旨 1

第２節　計画の概要 2

1　計画の位置づけ 2

2　法令等の根拠 3

3　計画の期間 3

4　本計画策定に向けた視点 4

第３節　計画の策定体制 5

第４節　日常生活圏域の設定 6

第２章　高齢者の現状 7

第１節　高齢者の人口動向と将来推計 7

1　人口の推移と将来推計 7

第２節　要介護高齢者の状況と将来推計 9

1　人口・要介護認定者等 9

2　要支援・要介護認定者の推移と将来推計 10

第３節　計画策定に係わる各調査結果の概要 12

1　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 12

2　在宅介護実態調査 19

3　検討と対策 26

第３章　基本理念と目標 29

第１節　基本理念 29

第２節　基本目標 30

第３節　施策の体系 33

第４章　健康づくりと介護予防の推進 36

重点課題１　健康づくりと日常生活を支援する体制整備 36

1　健康づくり・介護予防サービスの充実 36

2　日常生活に関する支援の充実 42

重点課題２　生きがいと社会参加の促進 46

1　生きがいのある暮らしの支援 46

2　就労機会の確保 53

第５章　介護保険サービスの充実 54
重点課題１　介護給付等対象サービスの充実・強化 54
1　住み慣れた地域や家庭での生活の継続 54
2　地域の実情に合わせたサービスの体制整備 63
重点課題２　介護保険サービスの基盤強化 70
1　人材確保対策 70
第６章　安心して暮らせる環境づくりの推進 73
重点課題１　地域包括ケアシステムの深化・推進 73
1　地域包括ケアシステムの深化・推進 73
重点課題２　在宅医療・介護連携を図るための体制整備 79
重点課題３　介護に取り組む家族等への支援の充実 80
1　介護に取り組む家族等への支援等 80
重点課題４　高齢者虐待の防止と権利擁護の推進 81
1　高齢者虐待防止の取組 81
2　権利擁護体制の充実 82
重点課題５　高齢者が安心できる居住環境確保 84
1　高齢者の居住環境の整備 84
2　まちづくりの整備促進 86
3　防災・感染症対策等の推進 88
第７章　認知症施策の推進 89
重点課題１　認知症施策の推進 89
1　認知症の方への理解を深めるための普及・啓発 89
2　認知症となっても住みやすい地域づくり 91
第８章　適切な介護保険事業の運営 95
重点課題１　効果的・効率的な介護給付の推進 95
1　低所得者対策の推進 95
2　介護保険の質的向上 95
重点課題２　医療計画との整合性の確保 97
重点課題３　介護保険サービス情報の公表 97
重点課題４　介護保険制度の立案および運用に関するPDCAサイクルの推進 97

第９章　介護保険事業費の見込みと保険料 98
第１節　給付費の見込み 98
1　介護給付費の見込み 98
2　予防給付費の見込み 99
3　総給付費の見込み 99
第２節　地域支援事業費の見込み 100
第３節　介護保険事業費の見込み 101
第４節　介護保険料 102
1　保険料収納必要額 102
2　保険料基準額と段階設定 103
3　市独自減免制度の実施 104
4　令和７年度（2025 年度）および令和 22 年度（2040 年度）の推計 104

第 10 章　計画の円滑な推進のために 105
第１節　行政の役割と責任 105
第２節　総合的なケア体制整備 106
第３節　介護保険事業の円滑な実施のための体制 106
1　相談・苦情処理体制 106
2　市民への情報提供 106
3　サービスの供給体制 107
第４節　計画の進行管理 107

参考資料 108
用語解説 108
北広島市保健福祉計画検討委員会　委員名簿 116
北広島市保健福祉計画検討委員会　高齢福祉部会　委員名簿 117
北広島市保健福祉計画検討委員会　審議経過等 118
1　北広島市保健福祉計画検討委員会 118
2　北広島市保健福祉計画検討委員会　高齢福祉部会 118
3　市民意見募集の実施状況 119
北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例 120
北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会設置規程 123

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画の趣旨

我が国の 65 歳以上の人口は、令和 2 年 4 月 1 日現在 3,605 万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は 28.6%となり、4 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者という本格的な超高齢社会となっています。一方、1970 年代に訪れた第 2 次ベビーブームをピークに出生数は減少傾向にあり、少子化も一層進行している状況です。

また、本市の高齢化率は、令和 2 年 9 月 30 日現在 32.7%となっており、今後も急速な少子・高齢化は一層進行すると予測され、団塊ジュニア世代が 65 歳を超える令和 22 年（2040 年）頃には高齢化率が 4 割を超えると見込んでいます。

介護が必要な状態になっても安心で安全な生活ができるよう、介護を社会全体で支えることを目的とした介護保険制度は平成 12 年度にスタートして 20 年が経過し、介護が必要な高齢者の生活を支える重要な制度として定着しています。

一方で、今後も介護が必要な高齢者が増加することが見込まれていることから、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要となります。そのためには、介護保険サービスの確保に留まらず、医療、予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していくことが重要となります。

平成 29 年には介護保険制度の見直しが行われ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」のため、保険者機能の強化などによる自立支援と要介護状態の重度化防止、医療と介護の連携および地域共生社会の実現に向けた取組の推進などが示されています。特に、認知症発症の増加を見据え、国では令和元年に認知症施策推進大綱を定め、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしています。

本市においても、さらなる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、高齢者保健福祉ならびに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的な運営をめざし、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の施策の考え方および目標を定める「北広島市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定します。

第２節　計画の概要

1　計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」として定める高齢者保健福祉計画と、介護保険法第 117 条の規定に基づく計画として、国の基本指針に即して定める介護保険事業計画の 2 つの計画を一体的に作成し、「第 8 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「北広島市総合計画（第 6 次）」（令和 3 年度～令和 12 年度）および「北広島市地域福祉計画」を上位計画とする高齢者福祉分野の個別計画として策定するとともに、「北広島市障がい支援計画」「北広島市健康づくり計画」ならびに北広島市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」などとも連携および整合性を図りながら、高齢化社会に対応した高齢者施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

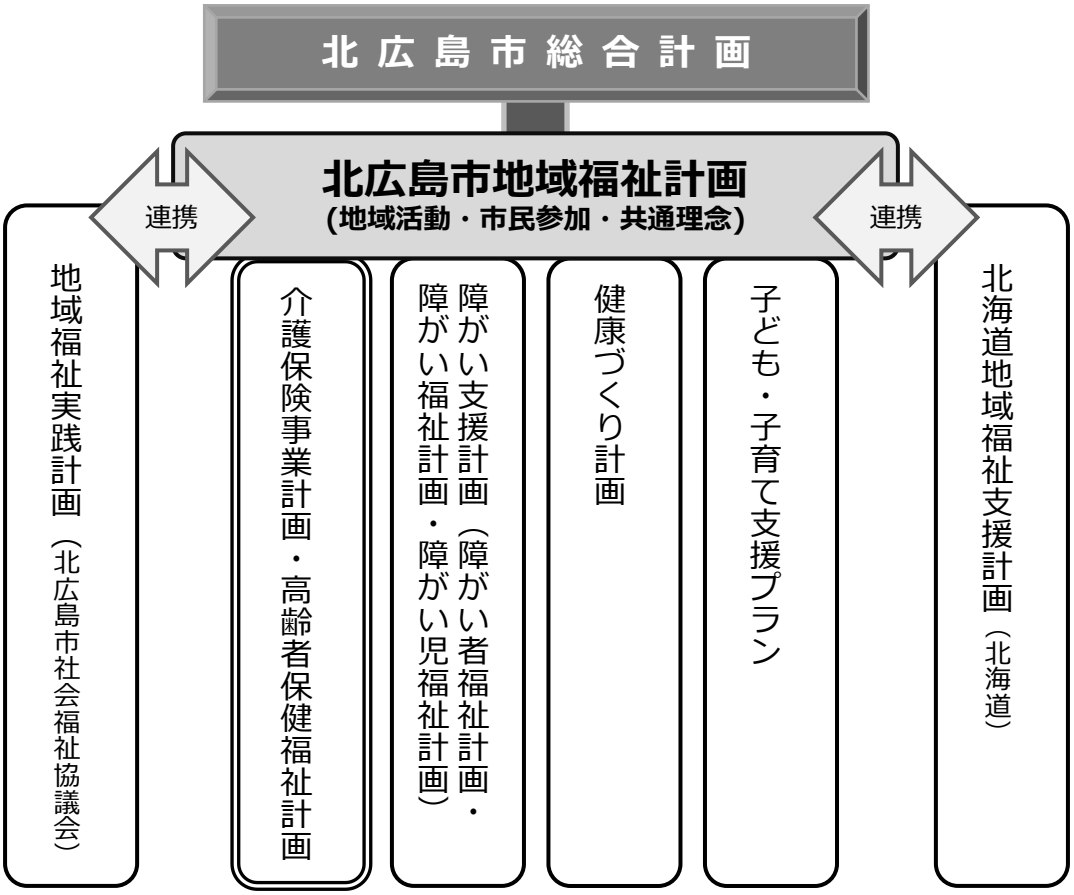

2　法令等の根拠

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉計画」として老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、国の基本指針に即して計画として定めるものです。

老人福祉法 第 20 条の 8	市町村は、老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。）の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法 第 117 条 第 1 項	市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3　計画の期間

この計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

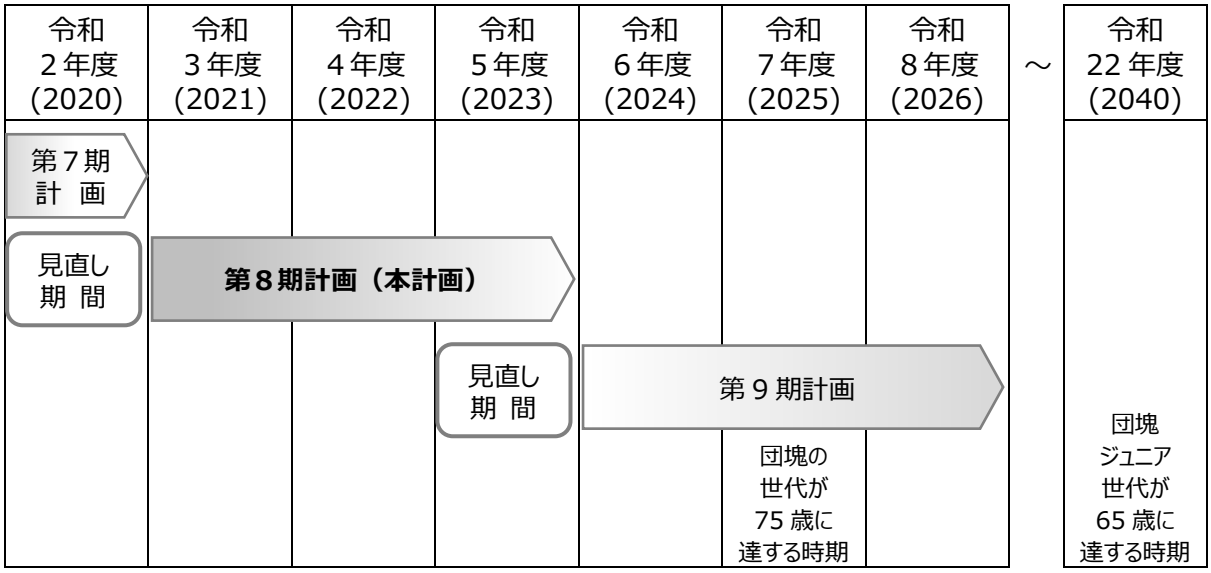

４　本計画策定に向けた視点

第８期介護保険事業計画では、十分な介護保険サービスの確保を前提に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくとともに、介護需要のピーク時を視野に入れながら 2025 年度、さらには 2040 年度の介護需要、サービスの種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な介護保険制度を維持していくことを基本方針とします。

また、地域共生社会実現のための社会福祉法などの一部を改正する法律により、2040 年を見据えて、また地域共生社会の実現をめざして、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の促進、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの促進、介護人材確保および業務効率化の取組の強化など社会福祉法に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われたところであり、今後は包括的な支援体制の構築などの社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくりなどに一体的に取り組むことで地域共生社会の実現を図っていくことが必要となります。

これらの視点を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画を策定します。

なお、プロ野球「北海道日本ハムファイターズ」の新球場を核とした北海道ボールパークＦビレッジが市内共栄に開業することにより、本計画にも影響を及ぼすものととらえておりますが、開業予定が令和５年３月であることから大きな影響については第９期以降になるものと見込んでおります。

第３節　計画の策定体制

計画の策定にあたっては、広く市民・専門家などの意見を反映させるため、福祉関係者、保健医療関係者、学識経験者、一般公募の市民などにより構成される「北広島市保健福祉計画検討委員会」を設置し、高齢福祉部会で計画の見直しを進めてきました。

「北広島市保健福祉計画検討委員会」での協議内容は市民に公開するとともに、会議録の閲覧を可能にし、計画案についてパブリックコメントで市民からの意見を募りました。

また、本市の高齢者を取り巻く現状や意向などを把握するため、令和元年 12 月に 65 歳以上の高齢者の方（要介護 1～5 の認定者を除く）3,000 人を対象に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、令和 2 年 8 月に要支援・要介護認定者 600 人を対象に「在宅介護実態調査」を行ったほか、令和 2 年 9 月に介護事業者の意向や実態を把握するため、「施設整備等意向調査」、「サービス提供事業者調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

第４節　日常生活圏域の設定

計画の策定にあたり、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件および介護給付などの対象サービスを提供するための施策の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を設定しています。

図表 1-4-1　日常生活圏域図

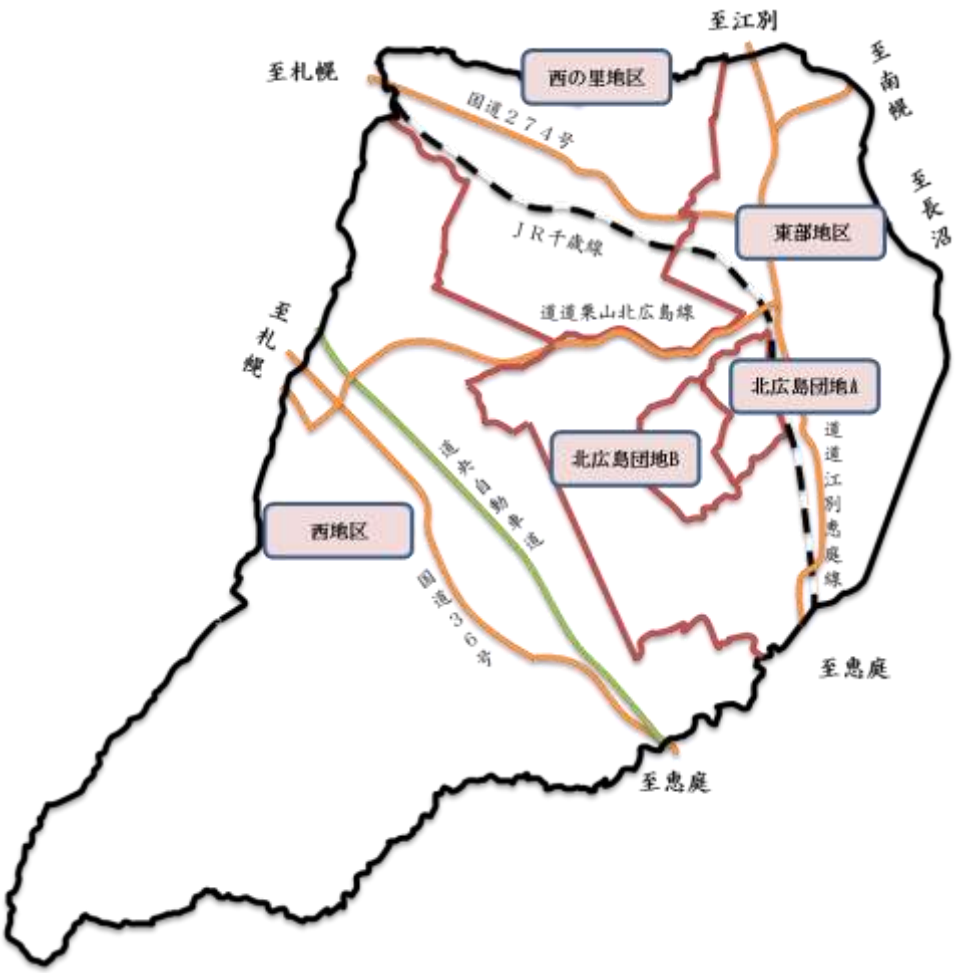

図表 1-4-2　日常生活圏域

東部地区	中の沢・北の里・共栄・共栄町・東共栄・美咲き野・中央・朝日町・稲穂町西・稲穂町東・新富町東・新富町西・美沢・東の里・富ヶ岡・南の里
西の里地区	西の里・虹ヶ丘・西の里北・西の里東・西の里南
西地区	希望ヶ丘・輪厚・輪厚中央・輪厚元町・輪厚工業団地・島松・三島・仁別・大曲・大曲中央・大曲末広・大曲柏葉・大曲工業団地・大曲南ヶ丘・大曲緑ヶ丘・大曲光・大曲幸町・大曲並木
北広島団地Ａ地区	栄町・広葉町・北進町・輝美町・青葉町・若葉町・南町・白樺町
北広島団地Ｂ地区	松葉町・泉町・高台町・里見町・山手町・緑陽町

第２章　高齢者の現状

第１節　高齢者の人口動向と将来推計

１　人口の推移と将来推計

令和 2 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳による本市の総人口は 58,150 人となっています。

このうち、65 歳以上の高齢者人口は 19,034 人で、総人口の 32.7%を占めています。平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、高齢化率は 1.5 ポイント高くなり、高齢化が進んでいます。

また、令和 3 年度以降の人口推計においては、団塊の世代が 75 歳に到達することに伴い、介護保険の利用率が高くなる後期高齢者が今後さらに増加し、令和 4 年度には前期高齢者よりも多くなると見込んでいます。さらに、令和 22 年度（2040 年度）には団塊ジュニアの世代が 65 歳に到達することに伴い、高齢者が 20,000 人を超えるものと見込んでいます。

図表 2-1-1　人口の推移と将来推計（年齢群別）

（単位：人）

	第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
総人口	58,713	58,375	58,150	57,518	56,886	56,254	54,990	46,222
40 歳未満	19,898	19,381	18,905	18,457	18,009	17,560	16,664	12,417
40～64 歳	20,521	20,315	20,211	19,926	19,640	19,355	18,784	13,730
65 歳以上	18,294	18,679	19,034	19,135	19,237	19,339	19,542	20,075
高齢化率	31.2%	32.0%	32.7%	33.3%	33.8%	34.4%	35.5%	43.4%
前期高齢者（65～74 歳）	9,966	9,944	10,037	9,677	9,317	8,958	8,238	8,035
前期高齢者比率	17.0%	17.0%	17.3%	16.8%	16.4%	15.9%	15.0%	17.4%
後期高齢者（75 歳以上）	8,328	8,735	8,997	9,458	9,920	10,381	11,304	12,040
後期高齢者比率	14.2%	15.0%	15.5%	16.4%	17.4%	18.5%	20.6%	26.0%

（注 1）　H30～R2 年度は 9 月末時点（住民基本台帳）

（注 2）　R3 年度以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」をもとに推計

図表 2-1-2　人口の推移と将来推計（年齢群別）

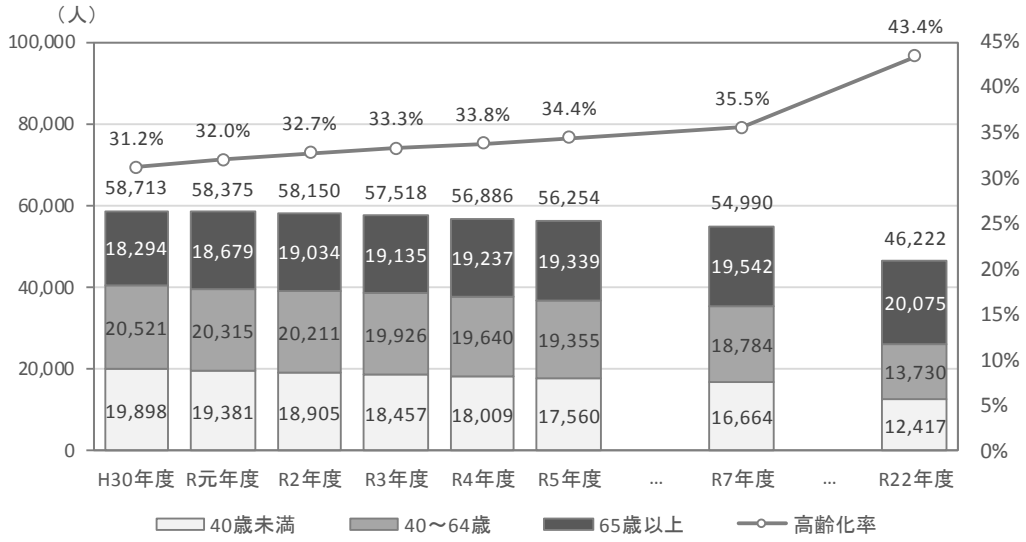

図表 2-1-3　被保険者数の実績と将来推計（年齢群別）

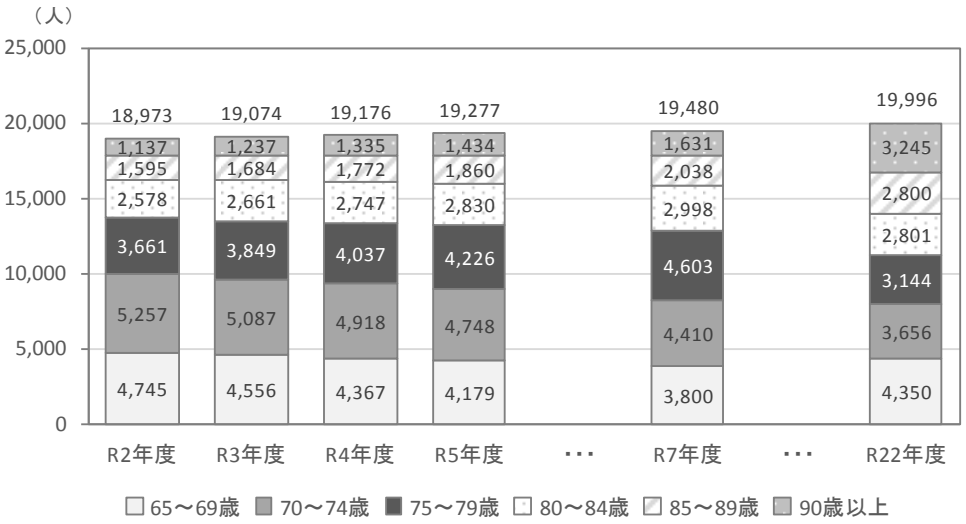

第２節　要介護高齢者の状況と将来推計

１　人口・要介護認定者等

図表 2-2-1　人口･要介護認定者等

（単位：人）

区別＼圏域名等	東部地区	西の里地区	西地区	北広島団地 A 地区	北広島団地 B 地区	住所地特例（注 2）	計
人口	15,710	6,654	20,884	7,590	7,312	－	58,150
65 歳以上	4,778	1,928	5,330	3,333	3,665	－	19,034
高齢化率	30.4%	29.0%	25.5%	43.9%	50.1%	－	32.7%
前期高齢者（65～74 歳）	2,643	941	3,152	1,491	1,810	－	10,037
前期高齢者比率	16.8%	14.1%	15.1%	19.6%	24.8%	－	17.3%
後期高齢者（75 歳以上）	2,135	987	2,178	1,842	1,855	－	8,997
後期高齢者比率	13.6%	14.8%	10.4%	24.3%	25.4%	－	15.5%
要介護認定者数	815	401	849	562	617	159	3,403
要支援1	161	88	187	130	151	29	746
要支援2	85	51	73	67	63	7	346
要介護1	206	82	249	164	165	53	919
要介護2	118	54	108	62	74	28	444
要介護3	105	46	94	59	65	26	395
要介護4	76	37	72	48	39	9	281
要介護5	64	43	66	32	60	7	272

（注 1）　令和 2 年 9 月 30 日現在の値

（注 2）　住所地特例とは、北広島市の被保険者が市外の介護保険施設などに入所（転出）しても、引き続き北広島市の被保険者となる制度です。

2　要支援・要介護認定者の推移と将来推計

図表 2-2-2　要支援･要介護認定者の推移と将来推計

（単位：人）

			第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
			H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
第 1 号被保険者			18,255	18,622	18,973	19,074	19,176	19,277	19,480	19,996
	認定者数		3,146	3,286	3,403	3,559	3,714	3,870	4,181	5,512
		認定割合	17.2%	17.6%	17.9%	18.7%	19.4%	20.1%	21.5%	27.6%
第 2 号被保険者			20,521	20,315	20,211	19,926	19,640	19,355	18,784	13,730
	認定者数		79	68	59	59	58	57	56	41
		認定割合	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

（注 1）　各年度 9 月 30 日現在の値

（注 2）　第 7 期の値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」の値（実績値）

（注 3）　第 2 号被保険者は、40 歳以上 64 歳以下の住民基本台帳上の人口を記載しています。住所地特例対象被保険者は考慮していません。

図表 2-2-3　要介護度別の要支援・要介護認定者の推移と将来推計

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
認定者数		3,225	3,354	3,462	3,618	3,772	3,927	4,237	5,553
	要支援 1	710	733	752	784	815	851	914	1,081
	要支援 2	348	341	354	369	382	394	422	522
	要介護 1	886	933	929	972	1,016	1,057	1,142	1,501
	要介護 2	479	483	457	478	499	515	559	758
	要介護 3	340	350	402	421	438	458	494	689
	要介護 4	245	271	289	303	317	333	360	516
	要介護 5	217	243	279	291	305	319	346	486
認定者数（65 歳以上）		3,146	3,286	3,403	3,559	3,714	3,870	4,181	5,512
	要支援 1	698	722	746	778	809	845	908	1,077
	要支援 2	338	332	346	361	374	386	414	516
	要介護 1	870	925	919	962	1,006	1,047	1,133	1,494
	要介護 2	462	467	444	465	487	504	547	749
	要介護 3	334	341	395	414	431	451	487	684
	要介護 4	238	262	281	295	309	325	353	511
	要介護 5	206	237	272	284	298	312	339	481
認定者数（40～64 歳）		79	68	59	59	58	57	56	41
	要支援 1	12	11	6	6	6	6	6	4
	要支援 2	10	9	8	8	8	8	8	6
	要介護 1	16	8	10	10	10	10	9	7
	要介護 2	17	16	13	13	12	11	12	9
	要介護 3	6	9	7	7	7	7	7	5
	要介護 4	7	9	8	8	8	8	7	5
	要介護 5	11	6	7	7	7	7	7	5

（注 1）　各年度 9 月 30 日現在の値

（注 2）　第 7 期の値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」の値（実績値）

第３節　計画策定に係わる各調査結果の概要

１　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

（1）調査概要

◎　調査目的

高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定の基礎資料とするため

◎　調査対象

65 歳以上の高齢者 3,000 人を無作為抽出（要介護 1～5 の認定者を除く）

◎　調査方法

・郵送による調査票の送付、回収

・調査期間は令和元年 12 月 13 日（発送）から 12 月 27 日（投函締切り）まで

◎　調査基準日

令和元年 10 月 1 日

◎　主な調査項目

・家族構成や生活状況について

・健康について

・からだを動かすことについて

・食べることについて

・毎日の生活について

・地域での活動について

・たすけあいについて

・認知症にかかる相談窓口の把握について

（2）回収結果

・調査票回収数 2,239 票（回収率 74.6%）

（3）調査結果

①　性別と年齢

調査回答者は男性が 45.7%（1,023 人）、女性が 54.3%（1,216 人）で、年齢別には、「65～69 歳」が 27.4%、「70～74 歳」が 28.6%、「75～79 歳」が 21.1%、「80～84 歳」が 13.7%、「85 歳以上」が 9.2%となっています。

図表 2-3-1　性別と年齢（n=2,239）

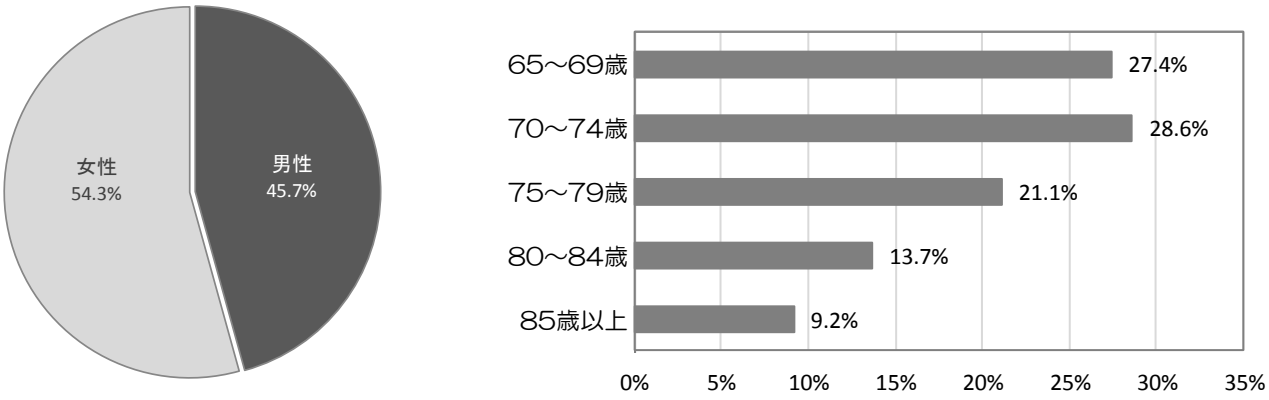

②　家族構成

調査回答者の家族構成は、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 48.5%、「息子・娘との 2 世帯」が 13.2%、「１人暮らし」が 13.1%となっています。

図表 2-3-2　家族構成（n=2,216）

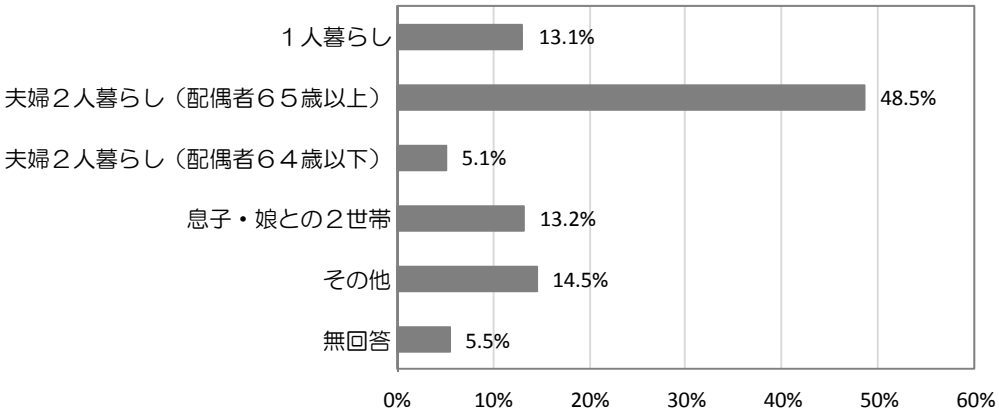

③ 健康状況

健康状況について見ると、「とてもよい」が 5.7%、「まあよい」が 66.4%となっており、「とてもよい」と「まあよい」を合わせると 7 割以上が健康状況はよいと回答しています。

図表 2-3-3 現在の健康状況（n=2,239）

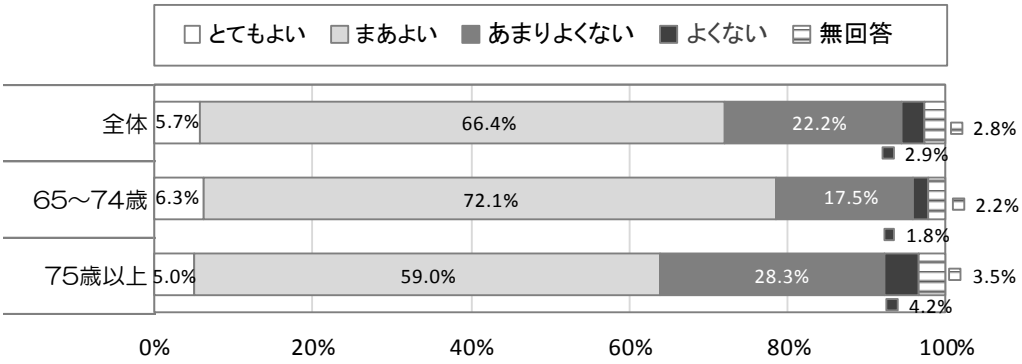

④ 幸せの程度

現在の幸せの程度について見ると、「とても不幸」を 0 点、「とても幸せ」を 10 点としてたずねたところ、「5 点」が 22.1%と最も高く、次いで「8 点」が 18.8%となっています。平均点数は 6.75 点となっています。

図表 2-3-4 幸せの程度（n=2,231）

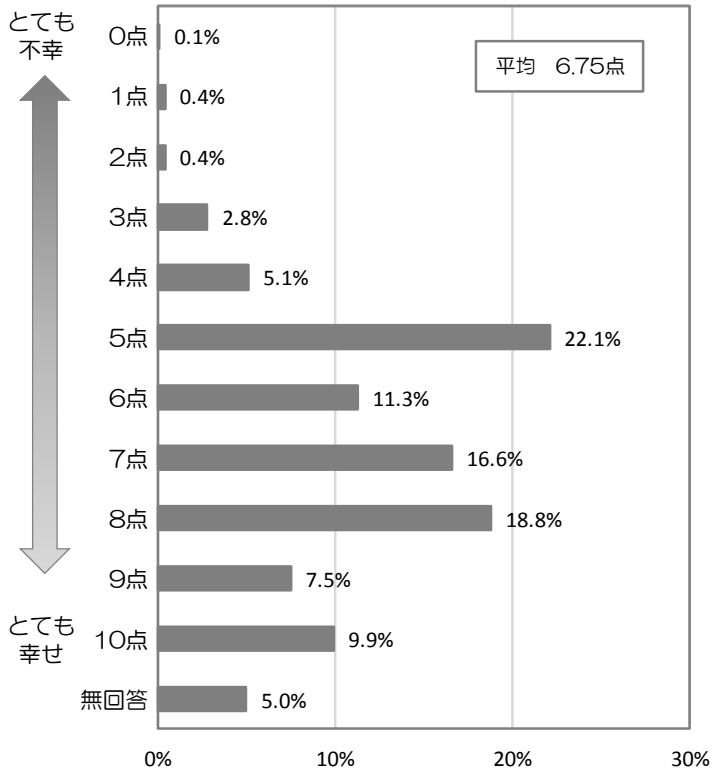

⑤ 現在治療中または後遺症のある病気

現在治療中または後遺症のある病気について見ると、「高血圧」の割合が 39.3％と最も高く、次いで「高脂血症」が 16.0％、「目の病気」が 14.2％となっています。

一方、「ない」が 17.1％となっています。

図表 2-3-5 現在治療中、または後遺症のある病気（n=2,239）

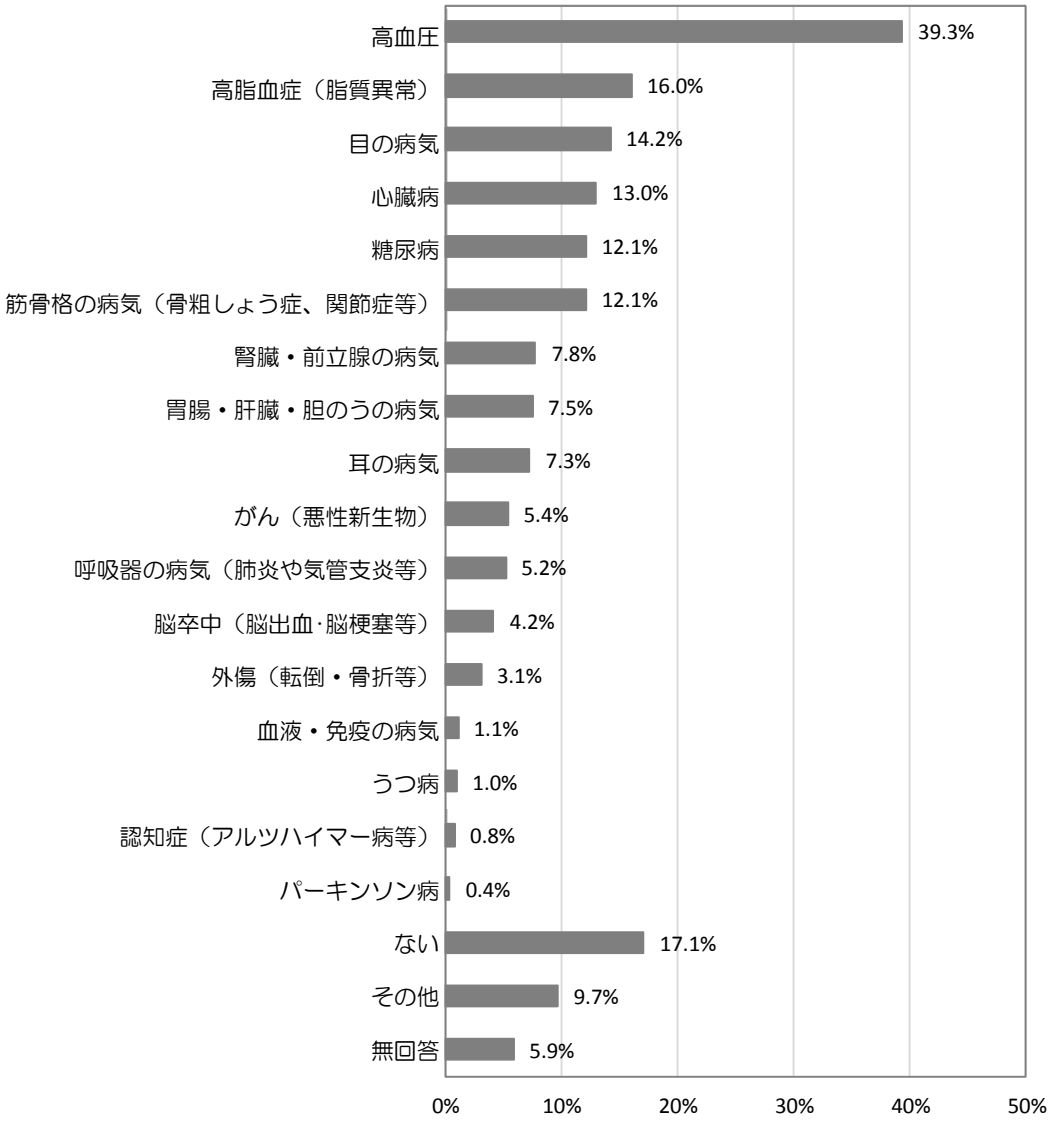

⑥ 地域での活動

地域での活動への参加状況について見ると、「町内会・自治会」、「趣味関係のグループ」、「スポーツ関係のグループやクラブ」および「収入のある仕事」への参加の割合が高くなっています。

図表 2-3-6 地域での活動

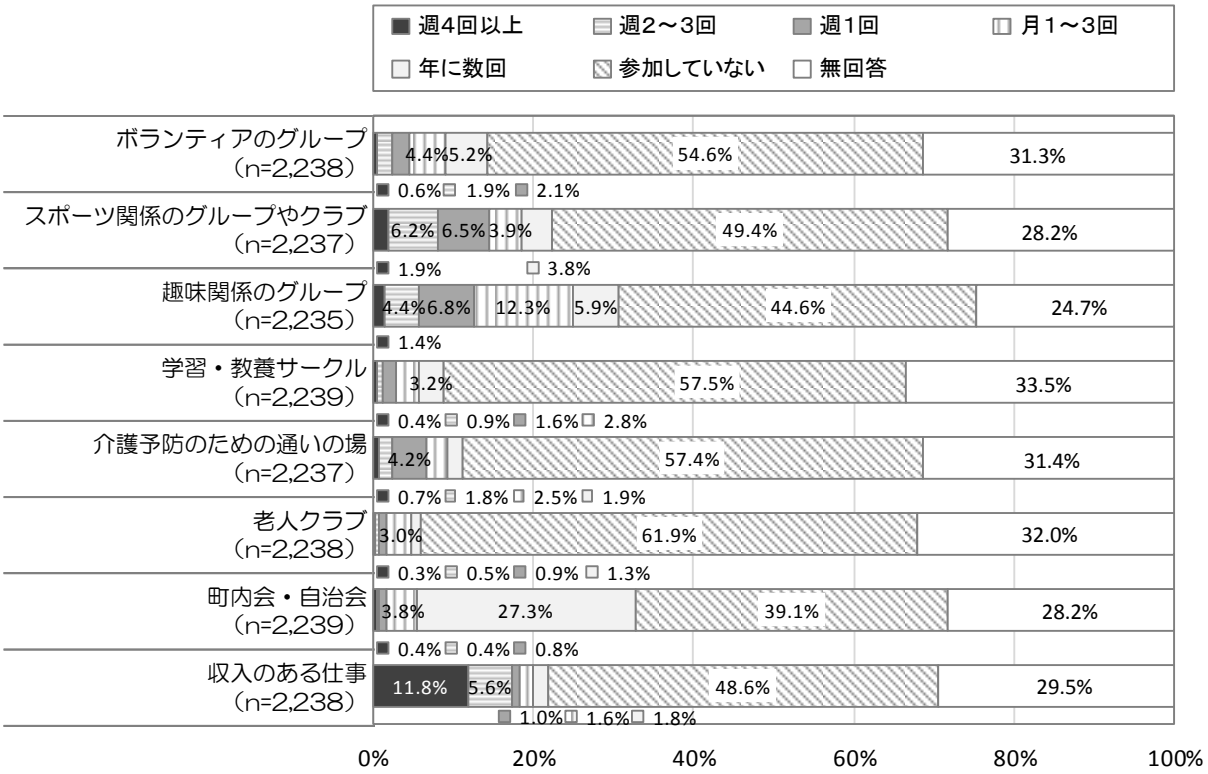

⑦ 地域づくり活動への参加意向

地域住民の有志によって健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って生き生きとした地域づくりを行う場合、「参加者」または「企画・運営（お世話役）」としての参加意向については、「参加者」としては「是非参加したい」、「参加してもよい」および「既に参加している」を合わせると、6 割以上は参加意向があり、また、「企画・運営（お世話役）」としては約 4 割の参加意向となっています。

図表 2-3-7 地域づくり活動への参加意向

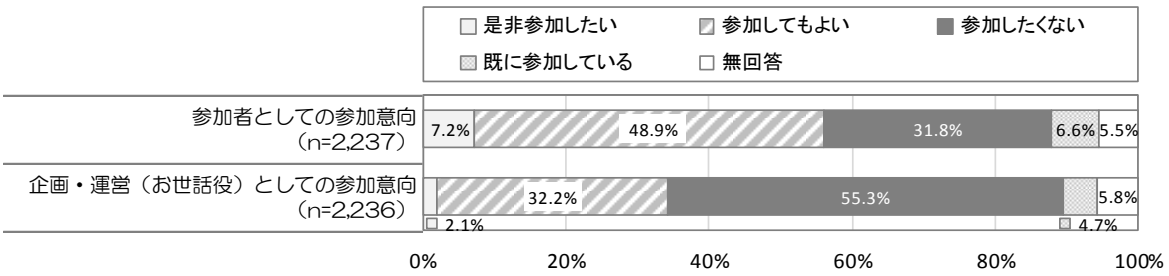

⑧ 生活機能等の判定

生活機能の状況について見ると、「認知機能の低下」が 43.5%、「うつの傾向」が 37.7%とリスク傾向が高くなっています。

図表 2-3-8 生活機能等の判定（n=2,239）

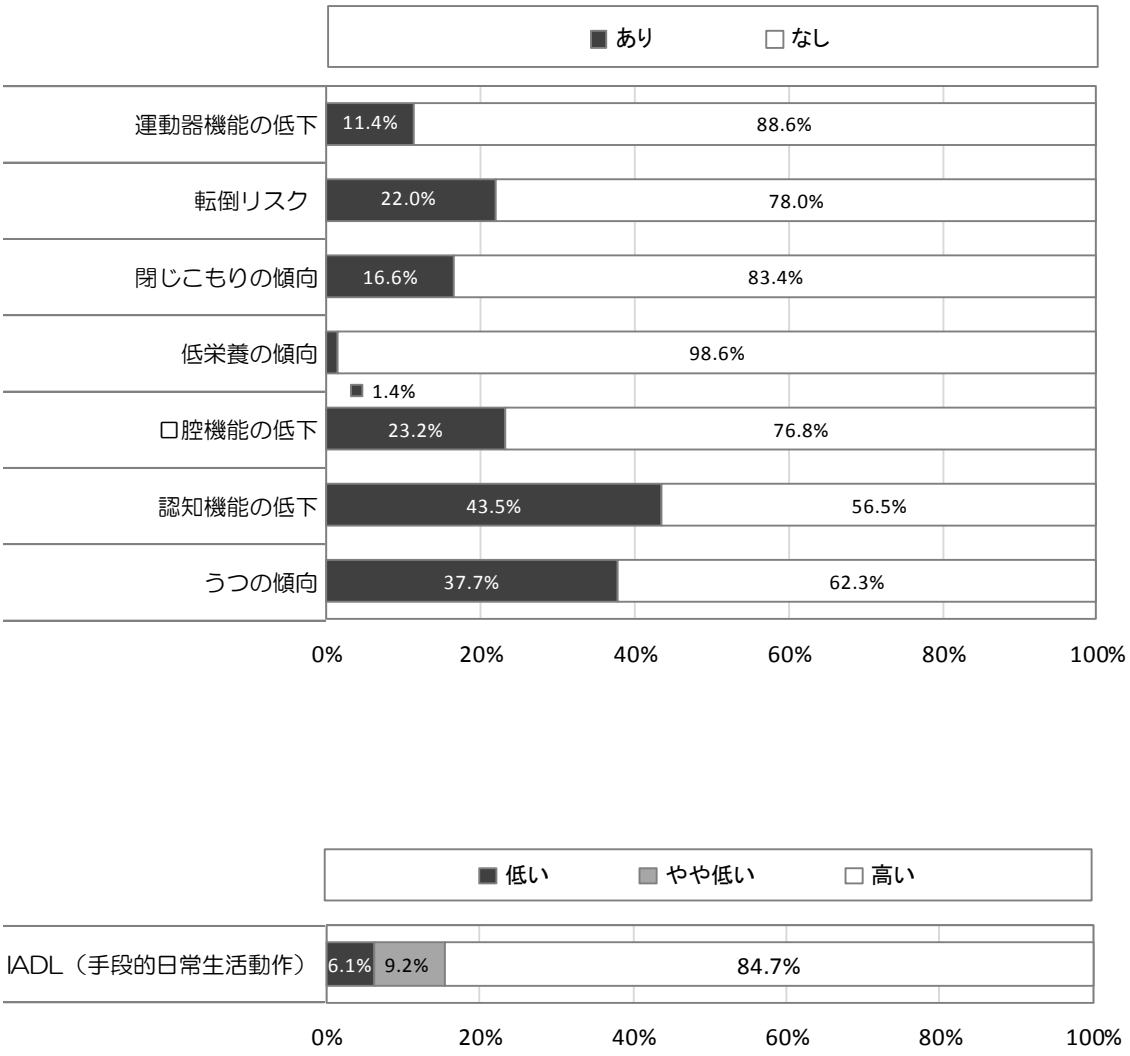

⑨ 認知症にかかる相談窓口の把握

認知症にかかる相談窓口の把握について見ると、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」と「成年後見制度を知っていますか」で「はい」が５割以上を占めています。

図表 2-3-9 認知症にかかる相談窓口の把握（n=2,239）

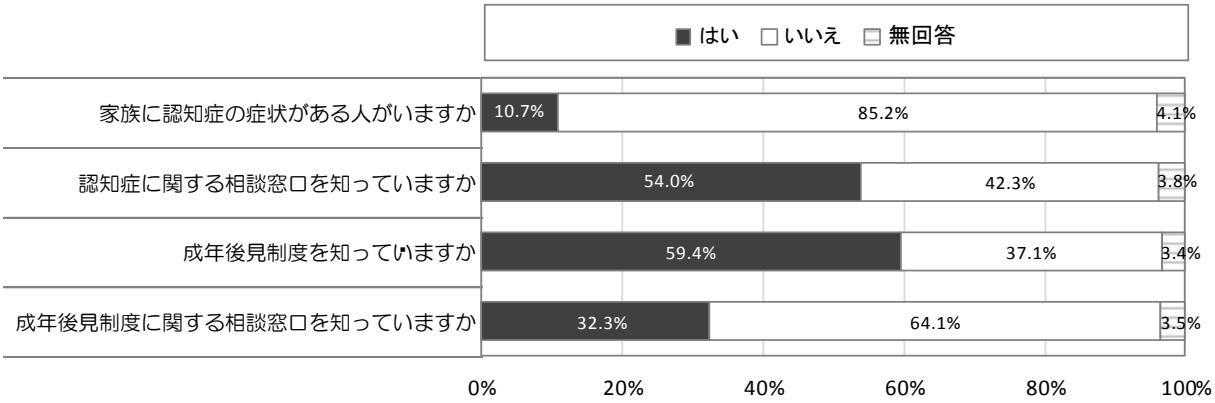

2　在宅介護実態調査

（1）調査概要

◎　調査目的

高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画策定の基礎資料とするため

◎　調査対象

要支援・要介護認定を受けている（受けていた）方から 600 人を無作為抽出

◎　調査方法

・郵送による調査票の送付、回収

・調査期間は令和２年８月７日（発送）から８月 21 日（投函締切り）まで

◎　調査基準日

令和２年８月１日

◎　主な調査項目

・調査対象者について

・主な介護者の方について

（2）回収結果

・調査票回収数 394 票（回収率 65.7％）

（3）調査結果

①　性別と要介護度区分

介護を受けている人の年齢について見ると、「85～89 歳」が 23.4％と最も高く、次いで「80～84 歳」が 21.8％、「90 歳以上」が 18.8％。要介護度区分では、「要支援１と２」が 30.7％、「要介護１と２」が 46.7％、「要介護３～5」が 20.9％となっています。

図表 2-3-10　介護を受けている人の性別と要介護度区分（n=394）

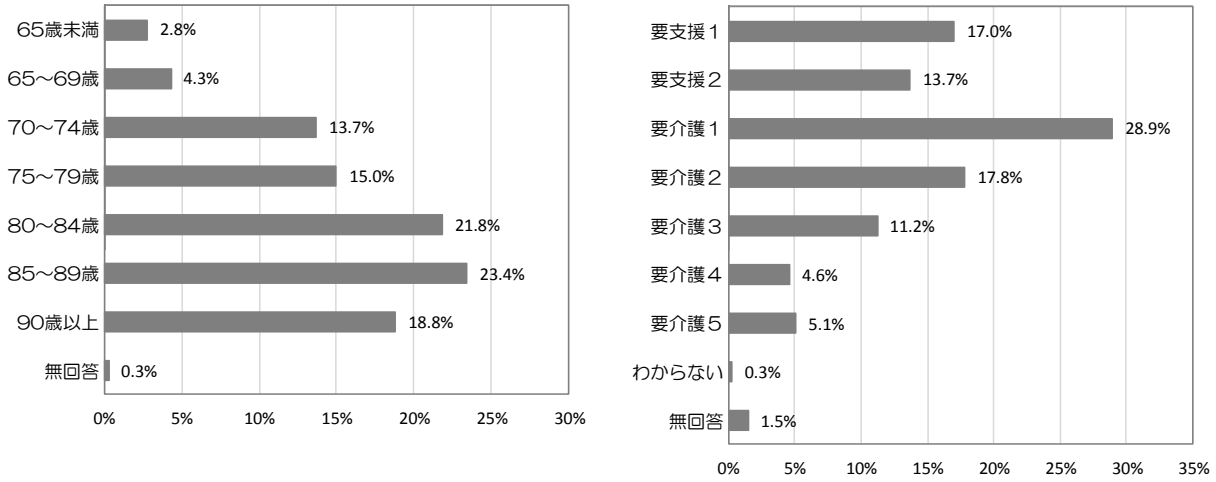

② ご本人が現在抱えている傷病

ご本人が現在抱えている傷病について見ると、「認知症」が 27.7%と最も高く、次いで「心疾患（心臓病）」が 22.1%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が 21.6%となっています。

図表 2-3-11 ご本人が抱えている傷病（n=394）

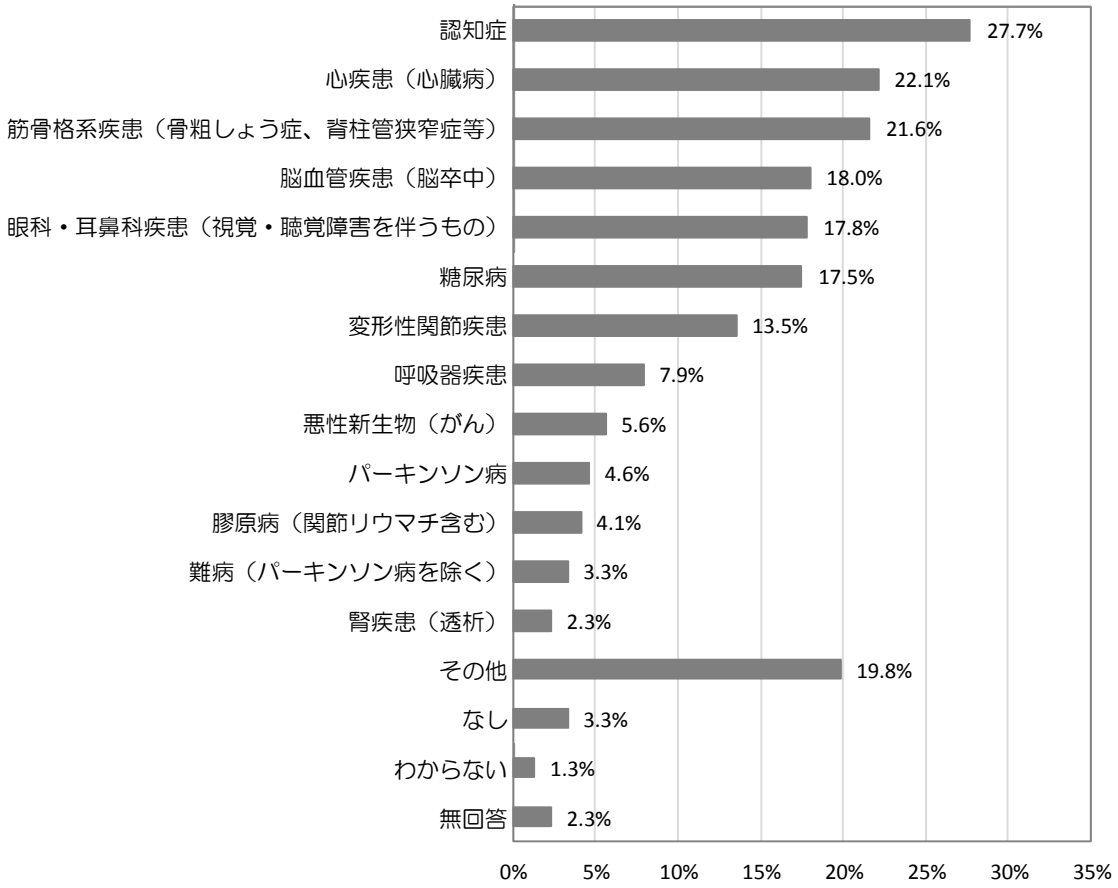

③ 主な介護者

主な介護者の本人との続柄について見ると、「配偶者」が 44.7%、「子」が 40.6%となっています。

図表 2-3-12 主な介護者の本人との続柄（n=394）

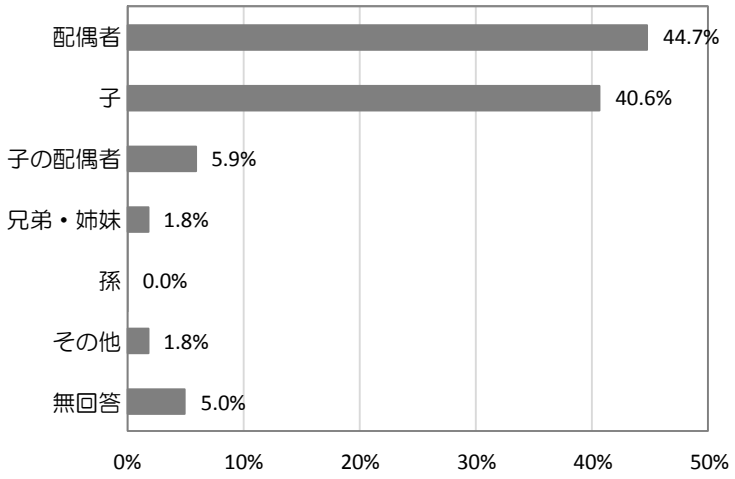

④ 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢について見ると、「70 代」が 29.7%、「60 代」が 27.9%、「80 歳以上」18.3%となっています。

図表 2-3-13 主な介護者の年齢（n=394）

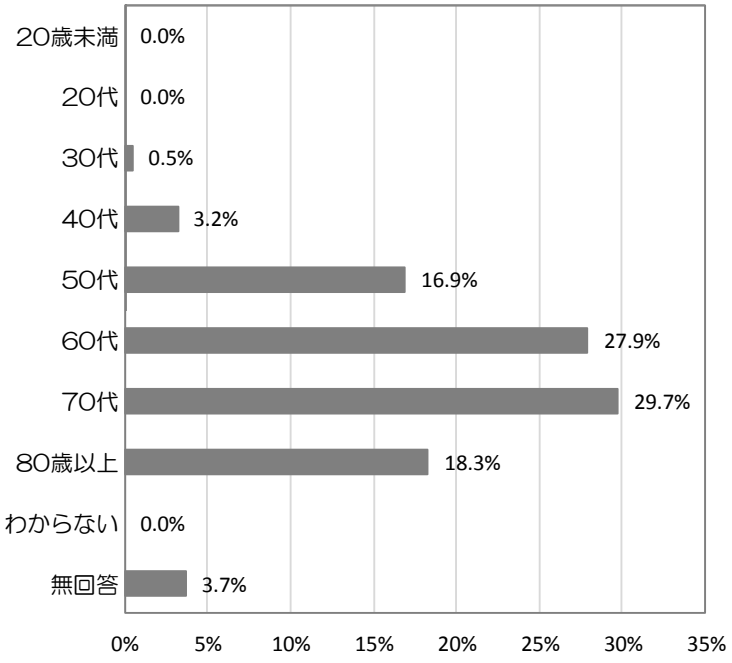

⑤ 主な介護者が不安に感じる介護等

主な介護者が不安に感じる介護等について見ると、「認知症状への対応」が 25.1%、「夜間の排せつ」が 16.0%、「外出の付き添い、送迎等」が 14.2%となっています。

図表 2-3-14　主な介護者が不安に感じる介護等（n=394）

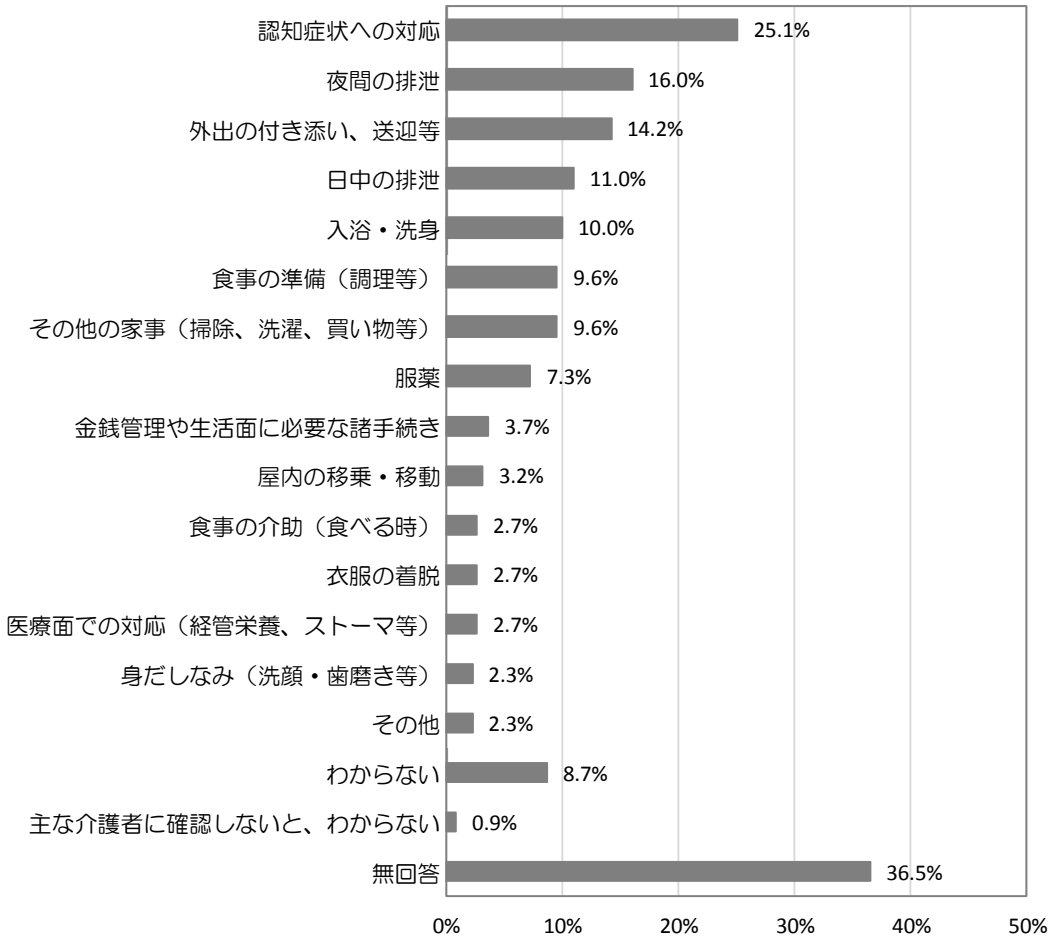

⑥ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

在宅生活の継続に必要と感じる支援･サービスについて見ると､｢移送サービス(介護・福祉タクシー等)｣が 18.3%、「外出同行（通院、買い物など)」が 14.0%、「配食」が 12.4%となっています。

一方、「特になし」が 36.3%となっています。

図表 2-3-15 在宅生活の継続に必要と感じる支援･サービス(n=394)

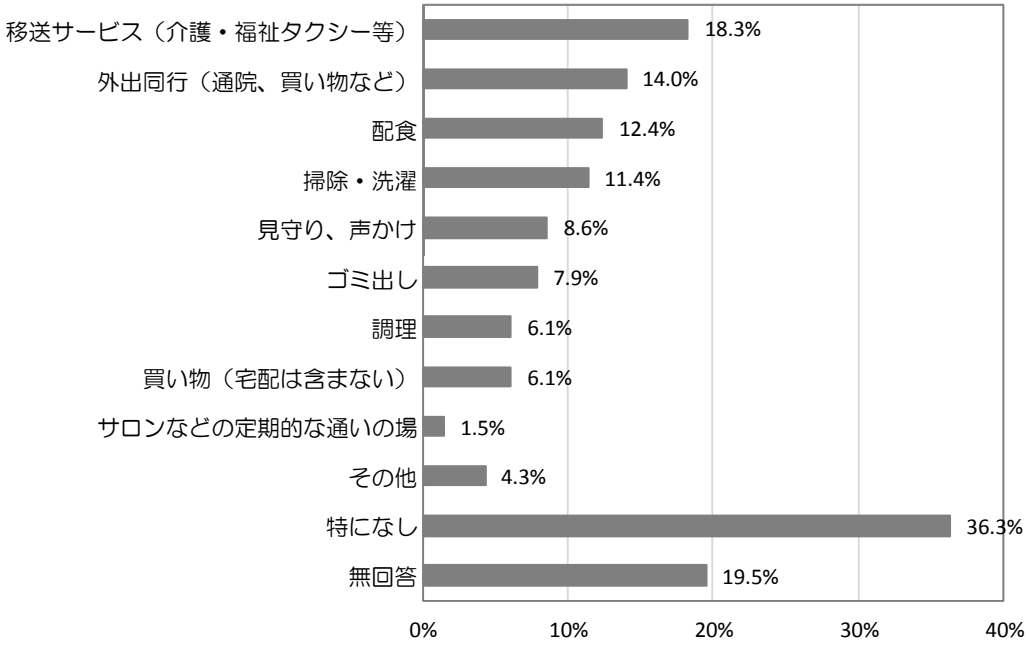

⑦ 主な介護者の就労状況

主な介護者の就労状況について見ると、「フルタイムで働いている」が 17.4%、「パートタイムで働いている」が 12.8%となっています。

一方、「働いていない」が 60.7%となっています。

図表 2-3-16 主な介護者の就労状況(n=394)

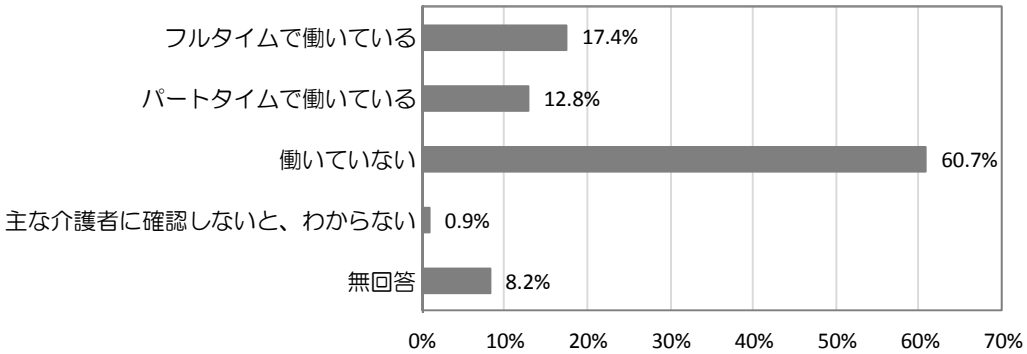

⑧ 主な介護者の働き方の調整

主な介護者の働き方の調整について見ると、「介護のために、選択肢 2～4（注 1）以外の調整をしながら、働いている」が 22.7%、「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が 16.7%、「介護のために、「休暇」を取りながら、働いている」が 13.6%となっています。

一方、「特に行っていない」が 50.0%となっています。

図表 2-3-17 主な介護者の働き方の調整（n=394）

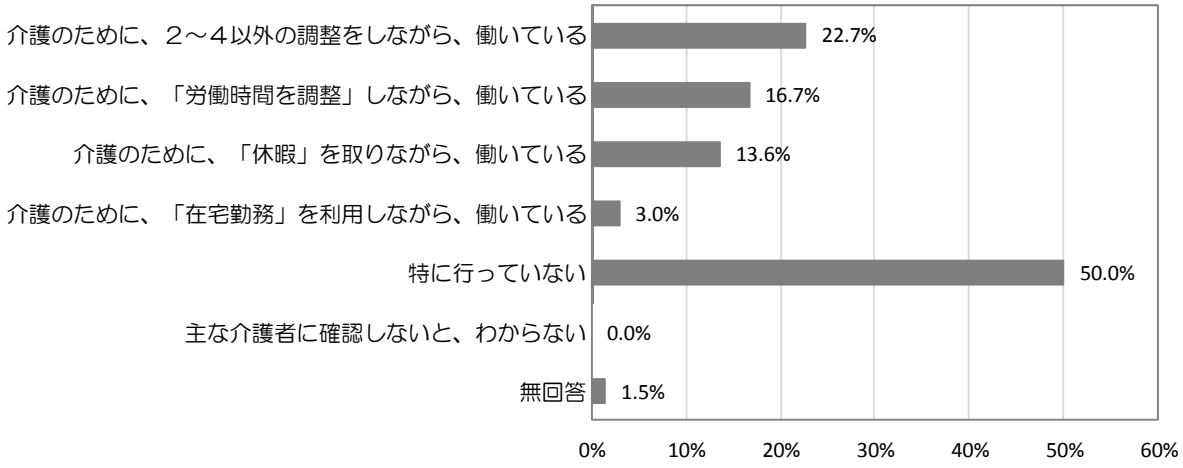

（注 1）

選択肢 2：介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている

選択肢 3：介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている

選択肢 4：介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている

⑨ 介護のために仕事を辞めた家族・親族

介護のために仕事を辞めた家族・親族について見ると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 61.6%、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が 5.9%となっています。

図表 2-3-18 介護のために仕事を辞めた家族・親族（n=394）

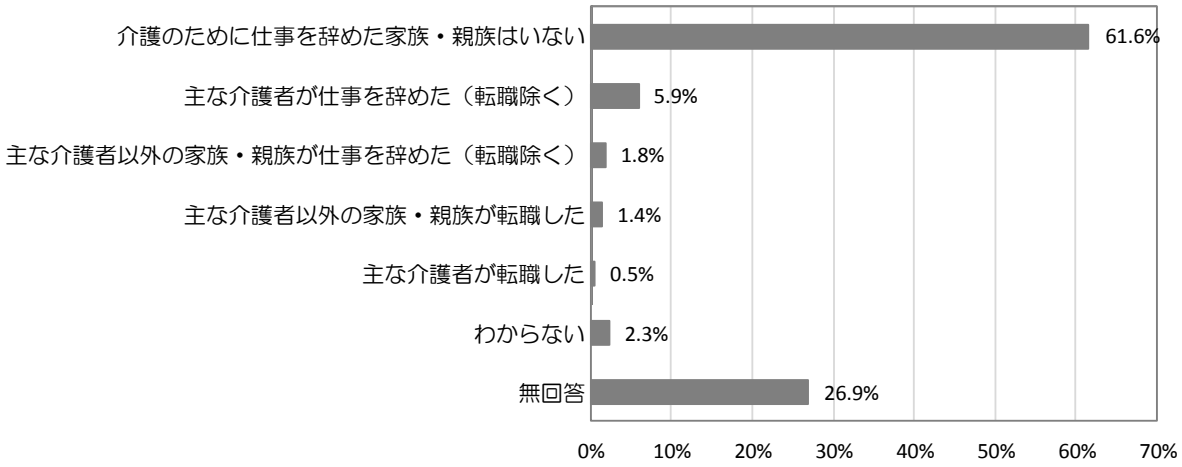

⑩ 仕事と介護の両立

仕事と介護の両立について見ると、「問題はあるが、何とか続けている」が 5 割以上を占めています。

図表 2-3-19 仕事と介護の両立（n=394）

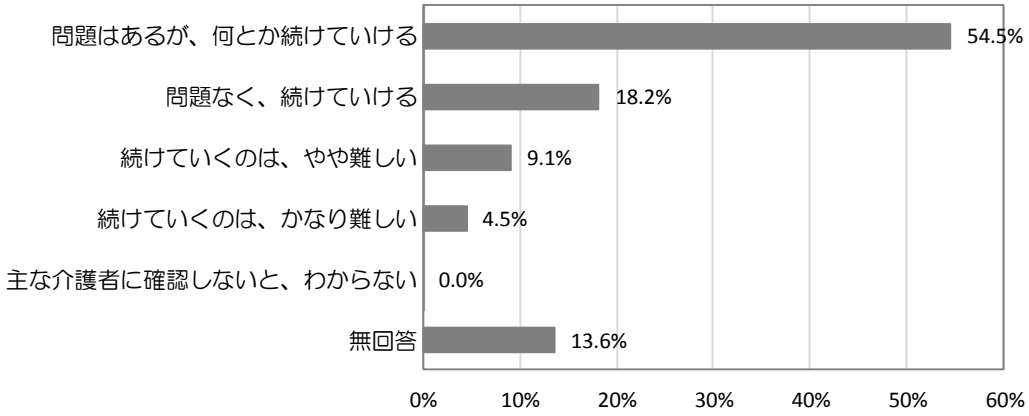

3　検討と対策

ニーズ調査ならびに在宅介護実態調査の結果を踏まえ、第８期介護保険事業計画期間中において以下のとおり、事業の継続・拡大に取り組んでいくこととします。

(1) 認知症施策の推進

国の認知症施策推進大綱においては、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」をめざし、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めるとしています。

「共生」では、当事者の発信機会を増やす、鉄道やバスなど公共交通機関に認知症対策の作成・報告を義務付ける、成年後見制度の機関を市区町村に設置するなどの施策が挙げられています。

「予防」については、新たに「認知症になるのを遅らせる」、「進行を緩やかにする」と定義され、発症や進行の仕組みを解明するため科学的な証拠を収集、通いの場を拡充し、現在 4.9%の高齢者参加率を 8%程度に増やすという目標が掲げられました。「1. 普及啓発・本人発信支援」、「2. 予防」、「3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」、「5. 研究開発・産業促進・国際展開」の５つの柱に沿って施策を推進するとしており、対象期間は団塊の世代が 75 歳以上となる令和７年（2025 年）までとし、策定後３年を目途に、施策の進捗が確認されることとされています。

第８期介護保険事業計画では、「認知症施策の推進」を新たな基本目標の一つとし、より充実した施策の展開を図ることとします。

図表 2-3-20　認知症に係る相談窓口について（ニーズ調査）

調査項目	回答	
家族に認知症の症状がある方はいますか	は　い	10.7%
認知症に関する相談窓口を知っていますか	は　い	54.0%
成年後見制度を知っていますか	は　い	59.4%
成年後見制度に関する相談窓口を知っていますか	は　い	32.3%

ニーズ調査においては、高齢者（自立・要支援）の世帯の約 1 割に認知症の症状がある方がいるという結果となっています。しかしながら、4 割以上の世帯で認知症の相談窓口がわからない、また成年後見制度やその相談窓口を知らないなど、市民への浸透が未だ不十分です。

認知症の方やその家族がどのような医療や介護などの高齢者サービスを受ければよいのかを理解できるように認知症ケアパス（認知症サービス一覧）の配布に努め、様々な機会を通じて周知を徹底することとします。

図表 2-3-21　現在抱えている傷病について（在宅介護実態調査）

調査項目	回答		順位
ご本人（認定調査対象者）が現在抱えている傷病について、ご回答ください	認知症	27.7%	1 位
主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください	認知症状への対応	25.1%	1 位

在宅介護実態調査においては、要支援・要介護者の方で現在認知症を発症している方は 27.7%となっており、さらに介護者の方が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が 25.1%で 1 位の回答となっていることから、地域で認知症の方ご本人や家族の負担を軽減、支援するために認知症サポーターを養成し、サポーターが地域で活躍できる仕組みの構築などの取組を進めていきます。また、今後は認知症の方の増加が見込まれることから、既存の認知症対応型共同生活介護事業所などを活用することにより認知症の専門知識がある職員による対応や利用単価が抑えられる共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護（共用型認知症デイサービス）の設置についても推進していきます。

(2) 保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の活用

第 8 期介護保険事業計画においては国の方針として、市町村において保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止などに向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の強化をより一層図ることが重要とされています。

高齢者の自立支援・重度化防止などに向けては、保険者ごとに地域の実態や状況に応じ様々な施策を行っておりますが、本市においては高齢者支援センターの強化に重点を置き、人員増を含む体制整備を行っていきます。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

令和２年４月１日に施行された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法などの一部を改正する法律により、高齢者の保健事業を行うにあたり高齢者の身体的、精神的および社会的な特性を踏まえた効果的かつ効率的な取組として、介護保険における地域支援事業と一体的に実施することが求められています。

図表 2-3-22　健康について

調査項目	回答				
現在のあなたの健康状況はいかがですか	全　体	よくない	2.9%	あまりよくない	22.2%
	65～74 歳		1.8%		17.5%
	75 歳以上		4.2%		28.3%

高齢になるに従い、健康状況に不安を抱える方が増える傾向にあります。また、市で行った高齢者の健診・医療・介護の一体的な分析の結果、生活習慣病の進行が、要介護者の増加や介護度の重度化に直結していると推測されるため、若い年代からの健診受診勧奨や健康づくりへの取組を推奨し、健康寿命の延伸をめざした事業展開を図っていきます。

図 2-3-23　持病について

調査項目	病名			
現在治療中、または後遺症のある病気はありますか	高血圧	39.3%	高脂血症（脂質異常）	16.0%

第３章　基本理念と目標

第１節　基本理念

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱くなってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱くなる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、ときに支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会が求められています。

本計画では、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりが生きがいを感じられるまちづくりの実現をめざします。

基本理念

高齢者をはじめすべての方が、
住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送ることができる、
地域共生社会の実現

第２節　基本目標

基本目標１　健康づくりと介護予防の促進（第４章）

高齢者がその有する能力に応じて、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるようにするため、高齢者の介護予防に関する普及啓発および自立支援に取り組むほか、地域ケア会議または在宅医療介護連携推進協議会における多職種連携の取組の推進および高齢者支援センターの体制強化など、介護予防、自立支援および重度化防止に向けて取り組みます。

また、高齢者がこれまで培った知識と経験を生かした社会参加を推進し、地域を支える担い手として活躍できる環境の整備を進め、生きがいを持って地域の中で豊かな生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

日常生活を支援する多様な生活支援・介護予防サービスなどについても、引き続き体制整備を進めます。

重点課題

① 健康づくりと日常生活を支援する体制整備
② 生きがいと社会参加の促進

基本目標２　介護保険サービスの充実（第５章）

認知症や要介護状態などになっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、介護人材の確保を含む介護保険サービスのさらなる基盤整備のほか、地域における継続的なサービス提供体制の充実を図ります。

重点課題

① 介護給付等対象サービスの充実・強化
② 介護保険サービスの基盤強化

基本目標３　安心して暮らせる環境づくりの推進（第６章）

高齢者の生活を総合的に支えるため、高齢者支援センターが中心となり、地域で適切な支援が行われる環境整備に取り組むとともに、地域の関係者を含めたネットワークづくりの強化を図ります。

また、高齢者が気軽に交流できる場を開設し、NPO 法人などの参画による運営を進め、市民で支える人材の育成や団体の支援を図ります。

高齢者の虐待防止および権利擁護の推進に向け、知識の普及啓発を図るとともに、早期発見・早期対応にむけ、関係機関などと連携して対応します。

重点課題

① 地域包括ケアシステムの深化・推進
② 在宅医療・介護連携を図るための体制整備
③ 介護に取り組む家族等への支援の充実
④ 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進
⑤ 高齢者が安心できる居住環境確保

基本目標４　認知症施策の推進（第７章）

認知症施策では、認知症予防のための生活習慣病重症化予防を強化し、認知症に対する地域の理解を深め、認知症高齢者等 SOS ネットワークなどの地域で支え合える体制づくりに努めます。

重点課題

① 認知症施策の推進

基本目標５　適切な介護保険事業の運営（第８章）

効果的・効率的な介護給付の推進のため、ケアプランの点検を実施し、利用者に適切でよりよい介護サービスが提供できるよう、ケアマネジャーの資質向上に努めます。

北広島市国民健康保険第 2 期データヘルス計画・第 3 期特定健康診査等実施計画と介護保険事業計画については、上位計画である市総合計画において掲げられた基本目標である「ともに歩み笑顔が輝くまち」をめざし、医療提供体制の整備と在宅医療・介護の連携などの地域包括ケアシステムの深化・推進が一体的に行われるよう、それぞれの計画と整合性をとり、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、高齢者福祉および介護の充実のための施策に取り組みます。

また、介護保険事業が健全に機能するよう介護保険サービス情報の周知に努めるとともに、地域課題を分析のうえ目標に対する実績を評価するなど、適切な介護保険事業の運営に向けた PDCA サイクルの推進を図ります。

重点課題

① 効果的・効率的な介護給付の推進
② 医療計画との整合性の確保
③ 介護保険サービス情報の公表
④ 介護保険制度の立案および運用に関する PDCA サイクルの推進

第３節　施策の体系

基本目標１　健康づくりと介護予防の促進

重点課題１　健康づくりと日常生活を支援する体制整備

１　健康づくり・介護予防サービスの充実

① 特定健診・後期高齢者健診　② 健診後の保健指導
③ 健康づくりセミナー　④ 食の個別相談　⑤ ミニ健康講座
⑥ 高齢者出前健康講座　⑦ 健康増進講演会
⑧ 地域リハビリテーション活動支援事業
⑨ 訪問型サービス　⑩ 通所型サービス

２　日常生活に関する支援の充実

① 配食サービス　② 移送サービス
③ 移動制約者の移送の確保に向けて　④ 庭先収集　⑤ 除雪サービス
⑥ 訪問理容サービス　⑦ テレホンサービス

重点課題２　生きがいと社会参加の促進

１　生きがいのある暮らしの支援

① 長寿祝福事業　② 老人クラブ活動の充実
③ ミニデイサービス支援事業　④ 介護支援ボランティア事業
⑤ ふれあい温泉事業　⑥ 介護予防拠点助成金
⑦ 地域たすけあい活動助成金　⑧ 福祉バス運行事業
⑨ シルバー活動センター事業　⑩ 民生委員児童委員、地区社会福祉委員活動
⑪ 社会教育事業　⑫ 体育事業
⑬ ボールパーク関連事業との連携

２　就労機会の確保

① シルバー人材センター活動支援事業

基本目標２　介護保険サービスの充実

重点課題１　介護給付等対象サービスの充実・強化

１　住み慣れた地域や家庭での生活の継続

① 居宅サービス

２　地域の実情に合わせたサービスの体制整備

① 地域密着型サービス　② 施設サービス
③ サービス基盤整備状況　④ 介護給付見込み量確保の方策

重点課題２　介護保険サービスの基盤強化

１　人材確保対策

① 介護従事者人材バンク　② くらしサポーター研修
③ 合同就職説明会　④ 介護従事者フォローアップ研修事業
⑤ 福祉人材確保対策就労支援金　⑥ 介護現場の業務効率化支援

基本目標３　安心して暮らせる環境づくりの推進

重点課題１　地域包括ケアシステムの深化・推進

１　地域包括ケアシステムの深化・推進

① 高齢者サービス啓発事業　② 高齢者実態把握事業
③ 高齢者等地域見守り事業　④ 窓口・電話等相談事業
⑤ 高齢者支援センターの運営　⑥ 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置
⑦ 地域ケア会議の開催

重点課題２　在宅医療・介護連携を図るための体制整備

① 在宅医療と介護の連携推進

重点課題３　介護に取り組む家族等への支援の充実

１　介護に取り組む家族等への支援等

① 家族支援事業　② 紙おむつ購入費の助成　③指定ごみ袋の助成

重点課題４　高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

１　高齢者虐待防止の取組

① 高齢者虐待防止ネットワーク事業

２　権利擁護体制の充実

① 成年後見センターの運営　② 成年後見制度利用支援事業

重点課題５　高齢者が安心できる居住環境確保

１　高齢者の居住環境の整備

① サービス付き高齢者向け住宅の適正な運用　② 住宅改修支援事業
③ 緊急通報システム　④ 救急情報キット・エルフィンバトン普及事業

２　まちづくりの整備促進

① 住み替え支援事業　② 空き地・空き家バンク制度
③ 道路・交通環境の整備　④ 公営住宅の整備

３　防災・感染症対策等の推進

① 避難行動要支援者避難支援プラン制度による体制づくり
② 災害対策および感染症対策に係る体制整備

基本目標４　認知症施策の推進

重点課題１　認知症施策の推進

１　認知症の方への理解を深めるための普及・啓発

① 認知症ケアパスの普及　② 認知症サポーター養成講座

２　認知症となっても住みやすい地域づくり

① 認知症初期集中支援チーム　② 認知症支え合い事業
③ 認知症カフェ　④ 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業
⑤ いどころ発信システム助成事業

基本目標５　適切な介護保険事業の運営

重点課題１　効果的・効率的な介護給付の推進

１　低所得者対策の推進

① 介護保険利用者の軽減対策

２　介護保険の質的向上

① 介護給付に要する費用の適正化

② 介護保険サービスの給付制限

重点課題２　医療計画との整合性の確保

重点課題３　介護保険サービス情報の公表

重点課題４　介護保険制度の立案および運用に関するPDCAサイクルの推進

第４章　健康づくりと介護予防の促進

重点課題１　健康づくりと日常生活を支援する体制整備

１　健康づくり・介護予防サービスの充実

(1) 特定健診･後期高齢者健診

国民健康保険加入者で 40 歳～74 歳を対象に特定健診を実施します。また、後期高齢者医療保険加入者を対象に後期高齢者健診を実施します。

図表 4-1-1　特定健診･後期高齢者健診の見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
特定健診（65 歳～74 歳）	受診数	－	－	－	3,000	3,000	3,000
後期高齢者健診	受診数	－	－	－	1,500	1,600	1,700

(2) 健診後の保健指導

健診結果に合わせて個別の保健指導を実施し、高血圧や糖尿病の重症化予防ならびに脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎臓病（CKD）および認知症への進展を防ぎます。

図表 4-1-2　健診後の保健指導の見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
健診後の保健指導（重症化予防）	指導数	－	－	－	630	635	640

(3) 健康づくりセミナー

一般高齢者（要介護認定者を除く）を対象に、一人ひとりの健診結果に合わせて、食べ方や運動方法の指導を行います。

図表 4-1-3　健康づくりセミナーの実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
健康づくりセミナー（旧：健康運動教室）	コース数（回）（注 2）	5	5	5	5	5	5
		5	5	5			
	参加者数	75	75	75	50	50	50
		73	83	37			

（注 1）　第 7 期の列の上段は計画値、下段は実績値（令和 2 年度は見込値）です。以下の図表において同様です。

（注 2）　健康づくりセミナーは1コース 3 回です。

(4) 食の個別相談

フレイル予防を目的に、健診結果などをもとに、生活状況に合わせた個別の栄養相談や指導を行います。特に低栄養や高血圧および糖尿病の重症化予防を重点に行います。

図表 4-1-4　食の個別相談（栄養相談）の見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
食の個別相談（栄養相談）	指導数	－	－	－	75	80	85

(5) ミニ健康講座

市内の団体およびグループを対象に保健師などが出向き、市の健診、医療および介護の実態や体（脳・心臓・腎臓）のしくみを学習する機会を作り、健康づくりや介護予防への動機づけを図ります。

図表 4-1-5 ミニ健康講座の見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ミニ健康講座	実施回数（回）	－	－	－	5	10	15
	参加者数	－	－	－	50	100	150

(6) 高齢者出前健康講座

市内の５人以上の団体およびグループの依頼に応じて地域へ出向き、生活習慣病予防、認知症予防およびいきいき百歳体操の体験など、高齢者の健康維持や介護予防に関する知識を普及します。

図表 4-1-6 高齢者出前健康講座の実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者出前健康講座	実施回数（回）	25	25	25	25	25	25
		23	15	2			
	参加者数	500	500	500	500	500	500
		461	335	10			

(7) 健康増進講演会

生活習慣病予防や転倒予防、認知症予防などの高齢者の健康維持および介護予防に関する知識の普及を行います。

図表 4-1-7　健康増進講演会の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
健康増進講演会	実施回数（回）	1	1	1	2	2	2
		1	1	中止（注 1）			
	参加者数	150	150	150	100	100	100
		51	139	中止（注 1）			

（注 1）　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(8) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションに関する専門職（理学療法士、作業療法士および言語聴覚士など）が住民主体の通いの場などへ出向き、高齢者の身体能力を評価し改善の可能性を助言することで、介護予防の取組を支援します。

図表 4-1-8　地域リハビリテーション活動支援事業の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域リハビリテーション活動支援事業	実施回数（回）	－	－	1	5	10	15
		－	2	3			
	参加者数	－	－	20	50	100	150
		－	24	25			

(9) 訪問型サービス

ア 介護予防訪問介護相当サービス

従来の介護予防訪問介護に相当するサービスで、事業対象者および要支援１・２の方が対象です。

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護ならび調理、洗濯および掃除などの生活援助を行うサービスです。

要介護状態になること、あるいは介護度が進行することをできる限り防ぎ、状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。利用者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

図表 4-1-9 介護予防訪問介護相当サービスの実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護予防訪問介護相当サービス	利用者数	188	193	198	164	170	177
		191	154	157			

(10) 通所型サービス

ア 介護予防通所介護相当サービス

従来の介護予防通所介護に相当するサービスで、事業対象者および要支援１・２の方が対象です。

日中、デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援および機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と家族の介護負担軽減を図ります。

要介護状態になること、あるいは介護度が進行することをできる限り防ぎ、状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。利用者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

図表 4-1-10　介護予防通所介護相当サービスの実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護予防通所介護相当サービス	利用者数	380	400	420	366	380	395
		364	341	297			

イ 通所型サービスＡ

事業対象者および要支援１・２の方が対象となるサービスで、市の指定を受けた事業者が設置する施設において、運動およびレクリエーションなどを日帰りで提供するサービスです。

従来の介護予防通所介護に比べて事業者の人員配置などの指定基準を緩和しており、事業者ごとに多様なサービスを提供することができます。

図表 4-1-11　通所型サービスＡの実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
通所型サービスＡ	利用者数	－	－	－	102	106	110
		84	92	98			

ウ　通所型サービスＣ（短期集中機能訓練）

事業対象者および要支援１・２の方が対象となるサービスで、市が委託した事業者により、最長６か月の間に、リハビリテーション専門職による週１回の通所個別訓練と、期間中に２回の家庭訪問を行うことで、日常生活動作の機能向上と自立した生活をめざします。

図表 4-1-12　通所型サービスＣの実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
通所型サービスＣ（短期集中機能訓練）	利用者数	15	15	15	3	3	3
		5	4	3			
	延べ参加回数（回）	360	360	360	70	70	70
		79	56	36			

２　日常生活に関する支援の充実

(1) 配食サービス

食事を作ることが困難な高齢者および障がい者に対し、夕食時に栄養バランスのとれた食事を自宅へ届けることで、利用者の安定した食生活を確保し、自立した生活を送ることを支援するとともに、配達時に安否確認を行います。

また、高血圧および糖尿病などの食事に制限のある方には、医師の指示に従った「治療食」を提供します。

今後も利用者が見込まれることから、事業を継続して実施します。

図表 4-1-13　配食サービスの実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
配食サービス	利用者数	330	340	350	250	250	250
		258	236	243			
	延べ食数（食）	51,000	51,500	52,000	47,448	47,448	47,448
		44,184	42,839	43,800			

(2) 移送サービス

下肢または体幹機能の重度障がい者や要介護 4 または 5 の認定を受けている在宅の方で、移動に際して車いすまたはストレッチャーを使用し、ホームヘルパーの介助を必要とする方が対象で、医療機関への通院や入退院などのための移動に利用できます。

一般交通機関の利用が困難な方の移動手段であり、在宅で自立した生活を継続するために必要であることから、事業を継続して実施します。

図表 4-1-14　移送サービスの実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
移送サービス	延べ回数（回）	1,170	1,170	1,170	820	900	980
		869	826	816			
	利用者数	60	60	60	55	60	65
		51	55	55			

(3) 移動制約者の移送の確保に向けて

道路運送法上の許可・登録を要しない移動支援のあり方について情報収集などを行い、地域のボランティア団体などに情報提供を行います。

(4) 庭先収集

市内で発生する家庭ごみのうち、自らごみステーションまでごみを運ぶことができない家庭に対し、庭先収集（玄関前からの収集）を行います。

対象者は要介護認定を受けている方で、家族または周囲の方などにより、ごみ排出の支援を受けられない方です。

図表 4-1-15　庭先収集の実績と見込み

（単位：軒）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
庭先収集	対象者軒数	－	－	－	195	210	225
		150	164	180			

(5) 除雪サービス

除雪作業が困難な高齢者および身体障がい者の世帯で、市内に除雪を支援できる親族がいない低所得の世帯に対し、ボランティアなどの協力員が玄関から公道までの通路部分の除雪を行います。また、平成 29 年度からは有料で通路部分の除雪に加えて道路に面した間口の雪の置き換え除雪も実施しています。

除雪の担い手となるボランティアの確保が難しくなってきている状況ですが、事業を継続して実施します。

図表 4-1-16　除雪サービスの実績と見込み

（単位：人）

			第 7 期			第 8 期		
			H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
除雪サービス	利用者数		280	290	290	290	290	290
			264	264	280			
		通路除雪	－	－	－	232	232	232
			220	216	220			
		間口除雪	－	－	－	58	58	58
			44	48	60			

(6) 訪問理容サービス

在宅で寝たきりの状態にあり、自力で理髪店へ出向くことができない高齢者および重度身体障がい者に対し、理容師が利用者宅を訪問して散髪を行います。

寝たきりの高齢者などにとって、散髪により身だしなみを整え、清潔で快適な生活を送ることは大切なことであり、今後も利用者が見込まれることから、事業を継続して実施します。

図表 4-1-17　訪問理容サービスの実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問理容サービス	利用者数	55	55	55	55	55	55
		48	51	55			

(7) テレホンサービス

ひとり暮らしの高齢者の方に、ボランティアが電話をかけ、健康状態および日常生活での困りごとなどを聞くことにより、コミュニケーションを図ります。また、要介護認定を受けていない方に対して、6 か月に 1 回程度、自宅を訪問して安否確認を行うなど、ひとり暮らしの高齢者にとっての話し相手および安否確認に役立っていることから、事業を継続して実施します。

図表 4-1-18　テレホンサービスの実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
テレホンサービス	利用者数	8	8	8	9	9	9
		6	8	9			

重点課題２　生きがいと社会参加の促進

１　生きがいのある暮らしの支援

（1）長寿祝福事業

長寿を祝福するとともに、長年にわたり社会に貢献した労をねぎらうため、満 100 歳を迎えられた方に祝金を贈呈します。

平均寿命の延伸に伴い、対象となる方は増える傾向ですが、今後も事業を継続して実施します。

図表 4-2-1　長寿祝福事業の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
長寿祝福事業	対象者数	19	25	35	38	45	40
		10	21	23			

（2）老人クラブ活動の充実

老人クラブ活動は、生きがいづくりや健康づくりだけではなく、活動に参加される高齢者の閉じこもり予防につながっていますが、高齢者の活動の多様化による会員の確保と会員の高齢化が課題となっています。

今後も高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進するため、老人クラブ連合会ならびに単位老人クラブが行う文化、スポーツ、ボランティア活動などに対する助成および新設された老人クラブの初年度に備品を貸与するなどの支援を行い、活動内容の充実に向けた支援を継続します。

図表 4-2-2　老人クラブ活動の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
老人クラブ活動	団体数（か所）	31	31	31	28	28	28
		30	28	28			
	加入者数	1,090	1,110	1,130	955	955	955
		1,037	973	986			

（3）ミニデイサービス支援事業

高齢者を対象とした地域福祉活動を推進するため、市民ボランティアによる高齢者の閉じこもり防止ならびに健康保持につながる取組に対し、ボランティアへの助成や会場使用料およびボランティア活動保険料などの活動経費を助成します。

ミニデイサービス支援事業の対象事業は、介護予防を目的とした生きがいづくりや心身機能の維持向上を目的とした活動を行うミニデイサービスおよび高齢者が参加しやすい気軽に集える場所を提供するいきいきサロンがあります。平成 31 年 4 月から助成基準を見直しましたが、第 8 期計画期間中に助成基準の見直しから 3 年が経過することから、事業内容について検証し、当該事業のあり方について検討していきます。

図表 4-2-3 ミニデイサービス支援事業の実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ミニデイサービス支援事業	団体数（か所）	26	－	－	29	30	30
		28	31	24			
	ミニデイサービス	14	－	－	23	24	24
		13	26	21			
	地域お茶の間（H30 まで）	12	－	－	－	－	－
		15	－	－			
	いきいきサロン（R1 より）	－	－	－	6	6	6
		－	5	3			
	実施延べ回数（回）	1,150	－	－	－	－	－
		1,568	－	－			
	ミニデイサービス	700	－	－	－	－	－
		743	－	－			
	地域お茶の間	450	－	－	－	－	－
		825	－	－			
	ボランティア登録人数（ミニデイサービス）	－	200	200	200	200	200
		－	209	156			
	利用延べ人数	14,500	－	－	－	－	－
		18,005	－	－			
	ミニデイサービス	9,000	－	－	－	－	－
		7,485	－	－			
	地域お茶の間	5,500	－	－	－	－	－
		10,520	－	－			
	一回あたりの平均参加者数（ミニデイサービス）	－	12.8	12.8	15	15	15
		－	15.1	13			
	一回あたりの平均参加者数（いきいきサロン）	－	12.2	12.2	13	13	13
		－	12.4	10			

（4）介護支援ボランティア事業

要介護認定を受けていない 65 歳以上の方が、介護施設などで行うボランティア活動に対して、物品および現金に交換できるポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりおよび介護予防につなげるものです。

活動者数は計画値を下回っている状況ですが、事業の実施により、高齢者の生きがいづくりおよび介護予防の推進につながっています。

国においても、介護人材確保のためのボランティアポイントの活用を推進しており、また、高齢者の生きがいづくりおよび介護予防の推進の観点から、より事業が推進するよう、第 8 期計画期間中に事業内容について検証していきます。

図表 4-2-4　介護支援ボランティア事業の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護支援 ボランティア事業	登録者数	300	350	400	400	400	400
		274	315	348			
	活動者数	240	280	320	320	320	320
		174	185	206			
	活動施設数 (か所)	32	33	33	35	35	35
		29	32	34			

（5）ふれあい温泉事業

65 歳以上の方に、市内の「竹山高原温泉」、「札幌北広島クラッセホテル楓楓」および「里の森天然温泉森のゆ」の 3 施設の入浴料について助成を行います。

計画値と比較すると、利用者数および交付枚数は低い傾向となっていることから、第 8 期計画期間中に事業内容について検証し、当該事業のあり方について検討していきます。

図表 4-2-5　ふれあい温泉事業の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ふれあい温泉事業	利用者延べ人数	28,000	28,500	29,000	30,000	30,000	30,000
		26,360	22,568	17,651			

（6）介護予防拠点助成金

空き家などを活用して、介護予防および認知症予防を実施する集いの場ならびに高齢者の憩いの場を整備する際に、改修費などの一部を補助し、介護予防拠点の整備を推進します。

令和元年度から助成制度を開始し利用実績はまだありませんが、高齢者の様々な活動の場づくりに有効な事業と考えていることから、引き続き制度の利用促進に向けた周知に努めます。

図表 4-2-6　介護予防拠点助成金の実績と見込み

（単位：件）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護予防拠点助成金	交付件数	－	3	3	3	3	3
		－	0	0			

（7）地域たすけあい活動助成金

高齢者の日常生活支援および介護予防の活動を自主的に行う団体に対して、その団体の設立にかかる経費などを助成します。

令和元年度から助成制度を開始し利用実績はまだありませんが、高齢者の様々な活動の場づくりに有効な事業と考えていることから、引き続き制度の利用促進に向けた周知に努めます。

図表 4-2-7　地域たすけあい活動助成金の実績と見込み

（単位：件）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域たすけあい活動助成金	交付件数	－	3	3	3	3	3
		－	0	0			

（8）福祉バス運行事業

高齢者団体またはグループ、障がい者団体、ボランティア団体および NPO 法人などを対象にバスを貸し出し、需要期（5 月～10 月）には、バスの台数を増やして利便の向上を図っています。

また、冬期間（11 月～4 月）には、ふれあい温泉対象施設行きの臨時バス（各コース月 1 回、12 コース程度）を運行し、ふれあい温泉利用者の交通手段を確保します。

高齢者の生きがいづくりや健康増進を図るため、事業を継続して実施します。

図表 4-2-8　福祉バス運行事業の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
福祉バス運行事業	利用延べ回数（回）	370	370	370	350	350	350
		363	353	100			
	利用延べ人数	9,500	9,500	9,500	9,000	9,000	9,000
		8,885	8,477	2,700			
	臨時バス運行回数（回）	72	72	72	72	72	72
		72	60	60			
	臨時バス運行利用延べ人数	1,200	1,200	1,200	1,000	1,000	1,000
		1,000	749	700			

（9）シルバー活動センター事業

シルバー活動センターは、主に高齢者および高齢者と交流する催しに参加する方が優先的に使用できる施設で、高齢者の活動拠点として生きがいづくりや社会参加および交流の場として利用されています。

「公益社団法人北広島市シルバー人材センター」による指定管理者制度を活用したシルバー活動センターの管理運営状況は、利用者数増加への取組および指定管理者モニタリング評価が実施され、適切な運営が行われています。

今後も高齢者の方が使いやすい施設をめざし、利用者の増加につながるよう適切な管理を行います。

図表 4-2-9 シルバー活動センター事業の実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
シルバー活動センター事業	利用延べ人数	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
		11,043	9,488	8,566			
	利用延べ団体数（団体）	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
		1,698	1,299	1,211			

（10）民生委員児童委員、地区社会福祉委員活動

高齢化が進む中で地域の支え合いを必要とする高齢者は増加しており、地域の実情に詳しく、また地域住民の生活と直接関わりを持って活動している民生委員児童委員および地区社会福祉委員の役割は、ますます重要になっています。

地域の中でお互いに助け合い、安心して暮らしていけるよう、民生委員児童委員および地区社会福祉委員の活動と連携し高齢者福祉を推進します。

（11）社会教育事業

高齢者の学習機会の確保および生きがいづくりを推進し、情報提供を行うとともに、自らの意思と選択による学習活動を支援します。

地域生涯学習振興会などが行う各種事業は、趣味、関心ごとおよび生活地域に応じた事業が展開され、多くの高齢者が参加しています。

また、世代間交流を視野に入れた事業も行われており、交流する機会の少ない高齢者と子どもの交流の場として貴重な機会となっていることから、事業を継続して実施します。

（12）体育事業

多くの高齢者が生きがいのある生活を送ることができるよう、軽スポーツおよびレクリエーションに親しむ機会や情報を提供しています。

各地区において身近に軽スポーツおよびレクリエーションが楽しめるよう、体育施設のサービスの向上などに努めていきます。

（13）ボールパーク関連事業との連携

プロ野球「北海道日本ハムファイターズ」の新球場を核とした北海道ボールパークＦビレッジが令和５年３月に市内共栄に開業することを見据え、高齢者の外出機会の増加、介護予防・健康寿命の延伸および高齢者の社会参加を目的とした事業について、関係部署と連携を図りながら検討していきます。

２　就労機会の確保

（1）シルバー人材センター活動支援事業

高齢者が働くことを通じて生きがいづくりの充実および社会参加を図るため、臨時的かつ短期的就労の場を提供するシルバー人材センターの活動を支援します。

高齢者の増加により、就業の場を求めている高齢者が多くいることから、シルバー人材センターの事業および活動について広報活動を充実し、高齢者の就業の場を確保するとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに努めていきます。

第５章　介護保険サービスの充実

重点課題１　介護給付等対象サービスの充実・強化

１　住み慣れた地域や家庭での生活の継続

(1) 居宅サービス

ア 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの身体介護ならびに調理、洗濯および掃除などの生活援助を行うサービスです。

身体介護とは利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作（ADL）や意欲の向上のために利用者とともに行う自立支援のためのサービスです。

生活援助とは掃除、洗濯および調理などの日常生活上の援助であり、利用者が単身、またはその家族が障がいもしくは病気などのために家事を行うことが困難な場合に行われるサービスです。

図表 5-1-1　訪問介護の実績と見込み

（単位：人/月）

	第７期			第８期			第９期	第 14 期
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
訪問介護	363	392	420	359	378	398	414	557
	351	346	337					

イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、看護職員または介護職員が利用者の自宅を訪問し、浴槽を積んだ入浴車により入浴の介護を行うサービスです。

図表 5-1-2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の実績と見込み

（単位：人/月）

		第７期			第８期			第９期	第14期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
訪問入浴介護		11	12	15	22	24	26	26	35
		11	14	20					
	予防給付（要支援）	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0					
	介護給付（要介護）	11	12	15	22	24	26	26	35
		11	14	20					

ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示に基づき、看護師などが利用者の自宅を訪問し、健康状態の確認、療養上の介助および必要な診療の補助を行うサービスです。

図表 5-1-3 訪問看護・介護予防訪問看護の実績と見込み

（単位：人/月）

		第７期			第８期			第９期	第14期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
訪問看護		327	376	426	361	381	400	417	555
		292	310	341					
	予防給付（要支援）	44	46	49	57	59	61	66	81
		48	48	55					
	介護給付（要介護）	283	330	377	304	322	339	351	474
		244	262	286					

エ　訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または看護師などが利用者の自宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

図表 5-1-4　訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実績と見込み

（単位：人/月）

		第７期			第８期			第９期	第14期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
訪問リハビリテーション		64	72	82	74	77	82	83	112
		47	53	68					
	予防給付（要支援）	16	19	22	11	12	12	13	16
		10	11	11					
	介護給付（要介護）	48	53	60	63	65	70	70	96
		37	42	57					

オ　居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な方に対して、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士または歯科衛生士などが利用者の自宅を訪問し、療養上の管理や指導および助言などを行うサービスです。

また、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

図表 5-1-5　居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の実績と見込み

（単位：人/月）

		第７期			第８期			第９期	第14期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
居宅療養管理指導		351	426	500	549	583	618	626	846
		341	415	512					
	予防給付（要支援）	17	18	19	56	58	61	64	78
		27	37	54					
	介護給付（要介護）	334	408	481	493	525	557	562	768
		314	378	458					

カ　通所介護

通所介護施設（デイサービスセンター）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などにおいて、食事、入浴およびその他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持回復および利用者の家族の負担軽減を図ります。

図表 5-1-6　通所介護・介護予防通所介護の実績と見込み

（単位：人/月）

	第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
通所介護	415	424	429	478	505	530	583	827
	429	438	388					

キ　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、診療所および病院などにおいて、日常生活の自立を助けるために理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師または柔道整復師などが必要な機能訓練を日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

図表 5-1-7　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実績と見込み

（単位：人/月）

		第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
通所リハビリテーション		442	516	592	413	433	452	493	669
		357	385	335					
	予防給付（要支援）	159	185	212	136	141	146	156	189
		126	125	95					
	介護給付（要介護）	283	331	380	277	292	306	337	480
		231	260	240					

ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの施設での短期間の入所により、食事、入浴およびその他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

一定期間、介護から解放される利用者の家族にとって、自分の時間を持つことができ、介護負担の軽減を図ることができます。

また、利用者家族の病気、冠婚葬祭または出張などで一時的に在宅介護が困難なときにも役に立ちます。

図表 5-1-8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実績と見込み

（単位：人/月）

		第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
短期入所生活介護		123	132	138	105	114	119	134	193
		97	90	82					
	予防給付（要支援）	7	9	11	7	7	7	8	9
		4	6	2					
	介護給付（要介護）	116	123	127	98	107	112	126	184
		93	84	80					

ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、診療所または病院などでの短期間の入所により、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または看護師などによる医療、機能訓練および日常生活上の支援などを行うサービスです。

一定期間、介護から解放される利用者の家族にとって、自分の時間を持つことができ、介護負担の軽減を図ることができます。

また、利用者家族の病気、冠婚葬祭または出張などで一時的に在宅介護が困難なときにも役に立ちます。

図表 5-1-9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の実績と見込み

（単位：人/月）

		第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
短期入所療養介護		32	38	45	26	28	30	30	42
		27	28	24					
	予防給付（要支援）	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0					
	介護給付（要介護）	32	38	45	26	28	30	30	42
		27	28	24					

コ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護サービス事業所としての指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅などにおいて、入居している利用者に対し入浴、排せつ、食事などの介護およびその他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

図表 5-1-10　特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の実績と見込み

（単位：人/月）

		第７期			第８期			第９期	第 14 期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
特定施設入居者生活介護		171	190	209	161	163	185	196	260
		143	147	154					
	予防給付（要支援）	35	39	42	30	31	36	37	42
		34	33	27					
	介護給付（要介護）	136	151	167	131	132	149	159	218
		109	114	127					

サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

利用者の状況に合わせた適切な福祉用具（車いすや介護用ベッドなど）を貸与することにより、日常生活における自立支援および介護者の負担軽減を図るサービスです。

図表 5-1-11　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の実績と見込み

（単位：人/月）

		第７期			第８期			第９期	第 14 期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
福祉用具貸与		855	957	1,054	986	1,038	1,092	1,130	1,494
		781	860	925					
	予防給付（要支援）	208	234	260	238	247	256	275	332
		198	218	228					
	介護給付（要介護）	647	723	794	748	791	836	855	1,162
		583	642	697					

シ　特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入

利用者の状況に合わせた適切な福祉用具（入浴や排せつに係るものなど）の購入費を補助することにより、日常生活における自立支援および介護者の負担軽減を図るサービスです。福祉用具購入の対象となるものは、その用途が「貸与になじまないもの」とされています。

図表 5-1-12　特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入の実績と見込み

（単位：人/月）

		第７期			第８期			第９期	第 14 期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
特定福祉用具購入		18	22	26	21	21	22	24	31
		15	19	27					
	予防給付（要支援）	8	9	10	5	5	5	6	7
		5	6	5					
	介護給付（要介護）	10	13	16	16	16	17	18	24
		10	13	22					

ス　居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の利用者が、自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービスです。ケアマネジャーなどにより、住宅改修が必要な理由書を作成し、改修を行います。

図表 5-1-13　居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修の実績と見込み

（単位：人/月）

		第７期			第８期			第９期	第 14 期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
居宅介護住宅改修		25	30	33	28	29	31	33	43
		23	24	27					
	予防給付（要支援）	11	13	13	14	15	15	17	21
		9	11	14					
	介護給付（要介護）	14	17	20	14	14	16	16	22
		14	13	13					

セ 居宅介護支援･介護予防支援

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャーが心身の状況、生活環境および利用者・家族の希望などを踏まえ、ケアプラン（居宅サービス計画・介護予防サービス計画）の作成や、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所などとの連絡および調整などを行います。

制度上「居宅」とされる住宅型有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅などの利用者（入居者）も利用します。

図表 5-1-14 居宅介護支援･介護予防支援の実績と見込み

（単位：人/月）

		第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
居宅介護支援・介護予防支援		1,817	1,908	1,985	1,611	1,695	1,779	1,859	2,447
		1,428	1,498	1,519					
	予防給付（要支援）	654	677	697	351	364	378	406	491
		328	344	337					
	介護給付（要介護）	1,163	1,231	1,288	1,260	1,331	1,401	1,453	1,956
		1,100	1,154	1,182					

2　地域の実情に合わせたサービスの体制整備

(1) 地域密着型サービス

ア 定期巡回･随時対応型訪問介護看護

日中･夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

１つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

第７期介護保険事業計画期間中に公募を行い、平成 31 年４月、市内に１事業所が開設しました。

図表 5-1-15　定期巡回･随時対応型訪問介護看護の実績と見込み

（単位：人/月）

	第７期			第８期			第９期	第 14 期
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	28	35	42	55	58	61	68	96
	22	33	52					

イ 地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターなどにおいて、食事、入浴およびその他の必要な日常生活上の支援および生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上および家族の負担軽減を図ります。

図表 5-1-16　地域密着型通所介護の実績と見込み

（単位：人/月）

	第７期			第８期			第９期	第 14 期
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
地域密着型通所介護	160	171	180	165	173	184	189	255
	149	151	154					

ウ　認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

デイサービスセンターまたは特別養護老人ホームなどにおいて、認知症の利用者に対し、入浴、排せつおよび食事などの介護、生活に関する相談、健康状態の確認および機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

図表 5-1-17　認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の実績と見込み

（単位：人/月）

		第７期			第８期			第９期	第14期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
認知症対応型通所介護		43	47	51	29	32	34	34	47
		33	28	28					
	予防給付（要支援）	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0					
	介護給付（要介護）	43	47	51	29	32	34	34	47
		33	28	28					

エ　小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問および宿泊を組み合わせて、入浴、排せつおよび食事などの介護、その他日常生活上の介助および機能訓練を行うサービスです。

図表 5-1-18　小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

（単位：人/月）

		第７期			第８期			第９期	第14期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
小規模多機能型居宅介護		19	23	27	40	41	42	46	62
		35	41	39					
	予防給付（要支援）	1	2	2	6	7	7	7	8
		10	10	6					
	介護給付（要介護）	18	21	25	34	34	35	39	54
		25	31	33					

オ　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつおよび食事などの介護ならびにその他の日常生活上の介助および機能訓練を行います。

少人数（5～9 人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることをめざします。

図表 5-1-19　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の実績と見込み

（単位：人/月）

		第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
認知症対応型共同生活介護		195	201	207	198	199	200	243	335
		196	197	196					
	予防給付（要支援）	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0					
	介護給付（要介護）	195	201	207	198	199	200	243	335
		196	197	196					

カ　看護小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせて提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする方が、住み慣れた家および地域で安心して生活することが可能になります。

図表 5-1-20　看護小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

（単位：人/月）

	第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
看護小規模多機能型居宅介護	25	25	25	25	26	28	28	39
	20	20	23					

(2) 施設サービス

第 7 期事業計画期間中において、市内では、平成 30 年 12 月に 1 か所が医療施設から介護医療院に転換、令和 2 年 4 月に 1 か所が介護老人保健施設・介護療養型医療施設から介護医療院に転換しました。

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりまたは認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴、排せつおよび食事などの介護ならびに機能訓練、健康管理および療養上の介助などが受けられます。介護老人福祉施設は老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれています。

図表 5-1-21　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用実績と見込み

（単位：人/月）

	第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	184	185	187	232	237	239	293	403
	202	222	230					

イ 介護老人保健施設（老人保健施設）

入所者に対して機能訓練などの医療サービスを提供し、家庭への復帰をめざす施設です。

利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、機能訓練ならびに食事、入浴および排せつなどの日常生活上の介護を受けることができます。

図表 5-1-22　介護老人保健施設（老人保健施設）の利用実績と見込み

（単位：人/月）

	第 7 期			第 8 期			第 9 期	第 14 期
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
介護老人保健施設（老人保健施設）	130	131	132	99	101	103	134	185
	125	115	97					

ウ 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方の医療機関（施設）です。病状は安定していても自宅での療養生活は難しい方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護および機能訓練などを受けることができます。

介護老人福祉施設および介護老人保健施設に比べて、医療や介護の必要度が高い方を対象にしています。

なお、介護療養型医療施設は令和５年度をもって廃止となる予定です。

図表 5-1-23 介護療養型医療施設（療養型病床群等）の利用実績と見込み

（単位：人/月）

	第７期			第８期			第９期	第 14 期
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
介護療養型医療施設（療養型病床群等）	15	15	15	5	5	5	廃止	－
	13	8	5					

エ 介護医療院

今後増加が見込まれる慢性期の医療および介護ニーズに対応するため、日常的に医学的管理が必要な重度の介護者の受入れおよび看取りなどの機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

図表 5-1-24 介護医療院の利用実績と見込み

（単位：人/月）

	第７期			第８期			第９期	第 14 期
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R7 年度	R22 年度
介護医療院	0	0	0	47	49	51	55	85
	5	18	45					

(3) サービス基盤整備状況

図表 5-1-25 サービス基盤整備状況

圏域	施設種類	施設数	定員（人）
東部地区	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	3	54
	小規模多機能型居宅介護	1	24
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2	150
	介護老人保健施設	0	0
	介護医療院	0	0
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	1	25
西の里地区	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2	36
	小規模多機能型居宅介護	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1	100
	介護老人保健施設	0	0
	介護医療院	1	43
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	1	50
西地区	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	3	63
	小規模多機能型居宅介護	1	29
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	0	0
	介護老人保健施設	1	100
	介護医療院	1	136
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	2	100
北広島団地 A 地区	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1	18
	小規模多機能型居宅介護	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	0	0
	介護老人保健施設	0	0
	介護医療院	0	0
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	0	0
北広島団地 B 地区	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2	36
	小規模多機能型居宅介護	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	1	25
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	0	0
	介護老人保健施設	0	0
	介護医療院	0	0
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	0	0
計	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	11	207
	小規模多機能型居宅介護	2	53
	看護小規模多機能型居宅介護	1	25
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3	250
	介護老人保健施設	1	100
	介護医療院	2	179
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	4	175

（注 1）令和 2 年 9 月 30 日現在の値

(4) 介護給付見込み量確保の方策

本市においては、第３期介護保険事業計画から、給付見込み量の確保および質の向上を図ることを目的として、計画的に地域密着型サービス事業所および介護保険施設などの整備を行ってきました。

人口が減少する中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。団塊の世代すべてが 75 歳以上となる令和７年（2025 年）および団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据えた介護サービス基盤整備の重要性が高まっている状況にあります。

また、今後のサービス必要量、介護離職ゼロの実現に向けた基盤整備、施設待機者調査および高齢者の住まいの安定的な確保などを総合的に考慮したうえで、第８期においては以下のとおり、施設整備および施設整備の検討を行います。

ア 地域密着型介護給付サービス

小規模多機能型居宅介護の整備について、第８期計画期間中に募集を行うか検討を行います。なお、募集の実施にあたっては、北広島市保健福祉計画検討委員会高齢福祉部会に意見を求めることとします。

イ 地域密着型以外の介護給付サービス

特定施設入居者生活介護の整備について、第８期計画期間中に募集を行うか検討を行います。なお、募集の実施にあたっては、北広島市保健福祉計画検討委員会高齢福祉部会に意見を求めることとします。

ウ 介護保険施設

介護老人福祉施設（転床・上限５床）を公募します。事業者から応募があった場合には、適切な事業者の選考を図ります。

重点課題２　介護保険サービスの基盤強化

１　人材確保対策

（１）介護従事者人材バンク

市内の介護施設などで就労を希望する方を支援するため、介護従事者人材バンクを設置しています。人材バンクに登録すると、施設が採用を希望したときに、施設から連絡がくる仕組みとなっています。

登録者数および就労者数ともに低い傾向にありますが、人材確保対策に有効な事業と考えられることから、今後も普及に向けた周知などに努めます。

図表 5-2-1　介護従事者人材バンクの実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護従事者人材バンク	登録者数	10	10	10	10	10	10
		3	2	0			
	就労者数	8	8	8	6	6	6
		0	0	0			

（２）くらしサポーター研修

ヘルパーなどの資格がない方でも市独自の研修を受講することによって、市内の事業所で働くきっかけをつくることを目的として実施しています。人材確保対策に有効な事業と考えられることから、今後も普及に向けた周知などに努めます。

図表 5-2-2　くらしサポーター研修の実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
くらしサポーター研修	実施回数（回）	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			
	参加者数	20	20	20	20	20	20
		37	22	20			

（３）合同就職説明会

市内の介護従事者確保のため、介護事業所の合同就職説明会を実施します。

人材確保対策に有効な事業と考えられることから、今後も普及に向けた周知などに努めます。

図表 5-2-3　合同就職説明会の実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
合同就職説明会	開催回数（回）	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			
	参加者数	50	50	50	50	50	50
		21	20	50			
	出展法人数（か所）	20	20	20	15	15	15
		22	9	15			

（４）介護従事者フォローアップ研修事業

介護保険制度の円滑な運営のための体制づくり、地域の支え合いおよび住みよい地域づくりをめざし、介護サービスに関わる事業者および介護施設などが相互に連携し、サービス内容の充実および介護従事者の資質向上を図るため、介護サービス事業所などが加入して組織する団体を支援します。

介護サービス事業者を取りまとめる団体を支援することで、関係機関との連携および介護保険事業の円滑な運営につながっていることから、事業を継続して実施します。

（５）福祉人材確保対策就労支援金

平成 30 年 7 月から市内事業所または施設に新規に就労する方に対し、支援金を支給することにより、サービス提供体制の確保を図ります。また、市内への定住を促進するため、6 か月就労継続者または市外からの転入者に対しては、支援金を加算します。

人材確保対策に有効な事業と考えられることから、事業を継続して実施するとともに就労継続および離職防止による人材確保などの仕組みについても検討していきます。

図表 5-2-4　福祉人材確保対策就労支援金の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
福祉人材確保対策就労支援金	新規就労人数	－	－	－	80	80	80
		48	76	75			

（６）介護現場の業務効率化支援

介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保する観点から、文書作成の負担軽減策を着実に進めることが重要であることから北海道や他市町村との情報共有および意見交換を行いながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、申請書様式などの標準化および ICT などの活用について検討し、介護事業者などの業務効率化および負担軽減を図ります。

第６章　安心して暮らせる環境づくりの推進

重点課題１　地域包括ケアシステムの深化・推進

１　地域包括ケアシステムの深化・推進

（１）高齢者サービス啓発事業

高齢者が利用できる各種制度の紹介や暮らしの情報を提供するため、「高齢者サービスガイド」を発行しています。介護保険制度や高齢者が参加できるサークルおよびボランティア団体などを紹介し、高齢者の介護予防の促進、閉じこもり予防および生きがいづくりに利用していただくものです。

「65 歳到達者」、「75 歳到達者」および「65 歳以上の転入者」を対象に毎年実施している「高齢者生活実態調査」の際に配布しているほか、市役所および出張所などの窓口でも配布しています。

今後も、新型コロナウイルス感染症に関する情報も含め、最新の情報の提供と内容の充実を行い、高齢者福祉サービスの情報提供に努めます。

図表 6-1-1　高齢者サービス啓発事業の実績と見込み

（単位：部）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者サービス啓発事業	サービスガイド発行部数	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
		6,000	6,000	6,000			

（２）高齢者実態把握事業

高齢者の生活実態を把握するために「65 歳到達者」、「75 歳到達者」および「65 歳以上の転入者」を対象に、民生委員児童委員と連携を図り、高齢者の健康と生活状況を個別訪問により調査し、必要に応じて相談支援へつなぐ対応を行っています。高齢者の情報を一元的に管理し、市と高齢者支援センターが情報を共有することで、高齢者の状況に応じた相談などの対応ができ、適切で効率的な支援につながっています。

高齢者の実態把握は、高齢者を支える事業として重要なことから、継続的に事業を実施します。

図表 6-1-2　高齢者実態把握事業の実績と見込み

（単位：件）

			第 7 期			第 8 期		
			H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者 実態把握事業	実態調査件数		1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	2,000
			1,836	1,848	1,801			
		うち 65 歳到達者	－	－	－	1,000	900	850
			－	－	－			
		うち 75 歳到達者	－	－	－	900	1,000	1,150
			－	－	－			

（３）高齢者等地域見守り事業

ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、高齢者の孤立死が発生していることから、介護事業者、郵便局、配食業者および新聞販売店などの高齢者の自宅を訪問する事業者の幅広いネットワークを活用し、高齢者の生活に異変を感じた場合に、市または高齢者支援センターに連絡をしてもらい、安否の確認を行います。

今後も協力機関へ呼び掛けを行い、自治会および町内会などとの協働により事業を継続して実施します。

図表 6-1-3　高齢者等地域見守り事業の実績と見込み

（単位：か所）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者等 地域見守り事業	協力機関数	25	26	27	25	25	25
		25	25	25			

（４）窓口・電話等相談事業

高齢者支援センターおよび関係機関と連携を図りながら、市の保健師、社会福祉士または栄養士が窓口、電話および家庭訪問により、高齢者と家族の健康、福祉および介護に関わる相談に対応します。

図表 6-1-4　窓口・電話等相談事業の実績と見込み

（単位：件）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
窓口・電話等相談 事業	相談延べ件数	4,400	4,600	4,800	2,500	2,500	2,500
		2,953	2,831	2,500			

（５）高齢者支援センターの運営

高齢者やその家族が安心して地域で生活できるよう、健康、医療、介護、福祉、生活支援および住まいなどに関する相談や各種サービスの調整など、総合的に支援する機関として設置します。

市内 4 か所の高齢者支援センターに保健師、社会福祉士および主任介護支援専門員の三職種を配置し、総合相談支援業務、権利擁護業務および包括的・継続的ケアマネジメント業務を行います。また、予防給付（要支援 1・2 の方および事業対象者）のケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業所の機能も担います。

今後も相談件数や予防給付のケアマネジメント数の増加に対応できるよう、職員の計画的な配置を検討します。

図表 6-1-5　高齢者支援センターの運営の実績と見込み

（単位：件）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者支援センターの運営	職員数（人工）	20	21	21	24.5	25.5	27
		20	21	24.5			
	ケアマネジメント延べ件数	6,500	6,700	6,900	6,500	6,500	6,500
		6,889	6,322	6,354			
	ケアマネジメント管理延べ件数	9,400	9,600	9,800	8,600	8,700	8,900
		8,962	8,795	8,544			

（６）生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置

住み慣れた地域で高齢者の日常生活を支え合う体制づくりをめざし、各地域における課題および資源を把握し、課題を解決するために、高齢者支援センターが事務局となって地域住民、介護事業所職員および行政職員などが話し合いなどを行う場（第２層協議体）を市内５か所に設置しています。

また、協議体をけん引するとともに、生活支援ニーズと社会資源やサービスのマッチングなどを担う「第２層生活支援コーディネーター」を各高齢者支援センターに配置しています。

令和２年度より北広島市内全域を統括する第１層協議体の運営などを業務委託しています。

図表 6-1-6　生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置の実績と見込み

（単位：人）

			第７期			第８期		
			H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置	生活支援コーディネーター		4	4	6	6	6	6
		第１層生活支援コーディネーター	0	0	1	1	1	1
		第２層生活支援コーディネーター	4	4	5	5	5	5
	協議体数（か所）		6	6	6	6	6	6
		第１層協議体	1	1	1	1	1	1
		第２層協議体	5	5	5	5	5	5

（７）地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者個人への支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進めることを目的に、多職種が協働して支援内容を検討し、その検討結果から共通の要因を探り、地域づくりや新たな資源開発および政策形成につなげます。自立支援ケア会議と地域ケア個別会議、それらを統括した地域ケア推進会議を開催します。

図表 6-1-7　地域ケア会議の実績と見込み

（単位：人）

				第７期			第８期		
				H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域ケア会議の開催	地域ケア個別会議（困難事例の検討含む）								
		市主催	回数（回）	2	2	2	2	2	2
				2	2	1			
			検討件数	－	－	－	2	2	2
				2	2	1			
			参加者数	30	30	30	20	20	20
				28	9	6			
		高齢者支援センター主催	回数（回）	－	－	－	4	4	4
				8	5	1			
			検討件数	－	－	－	4	4	4
				7	7	1			
			参加者数	－	－	－	30	30	30
				34	24	4			
	自立支援ケア会議		回数（回）	10	10	10	7	7	7
				10	11	8			
			検討件数	－	－	－	20	20	20
				20	29	17			
			参加者数	120	120	120	80	80	80
				106	117	101			
	地域ケア推進会議		回数（回）	－	－	－	1	1	1
				1	中止（注１）	1			
			参加者数	－	－	－	10	10	10
				10	中止（注１）	16			

（注１）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

重点課題２　在宅医療・介護連携を図るための体制整備

(1) 在宅医療と介護の連携推進

医療および介護の専門職などで構成する「北広島市在宅医療介護連携推進協議会」を開催し、課題解決に向けた協議と、専門部会を通じた具体的な取組を進めながら、切れ目のない医療と介護の連携を推進します。

また、これまで、高齢者支援センターが総合相談の一環として、在宅医療と介護の連携に関する相談窓口を担っていましたが、高齢者の増加に伴う相談件数の増加が見込まれることから、高齢者支援センターに（仮称）医療介護連携相談員を計画的に配置していきます。

図表 6-2-1　在宅医療介護連携推進協議会等の実績と見込み

（単位：件）

			第７期			第８期		
			H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
在宅医療と介護の連携推進	在宅医療介護連携推進協議会							
	全体会	実施回数（回）	3	3	3	3	3	3
			3	2	2			
	研修企画部会	実施回数（回）	2	2	2	2	2	2
			5	5	1			
	認知症部会（注 1）	実施回数（回）	2	2	2	2	2	2
			2	3	1			
	市民周知部会	実施回数（回）	2	2	2	2	2	2
			3	4	1			
	在宅医療・介護連携に関する相談（注 2）	実件数	－	－	－	350	380	410
			161*	324	340			
		延べ件数	－	－	－	900	1,000	1,100
			377*	694	800			
	（仮称）医療介護連携相談員の配置	人工	－	－	－	－	1	2
			－	－	－			

（注 1）　認知症初期集中支援チーム検討委員会を兼ねる

（注 2）　*印は下半期の数値

重点課題３　介護に取り組む家族等への支援の充実

１　介護に取り組む家族等への支援等

(1) 家族支援事業

家族の介護をしている方を対象に、介護知識や技術の習得および情報交換を通じて、心身の介護負担の軽減を図るための支援を行います。

図表 6-3-1　家族支援事業の実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
家族支援事業（介護と上手につきあう講座）	実施回数（回）	3	3	3	3	3	3
		3	2	1			
	参加者数	100	100	100	60	60	60
		231	172	3			

(2) 紙おむつ購入費の助成

在宅で寝たきりの高齢者または重度身体・知的障がい者で常時おむつを使用している方を対象に、「紙おむつ購入助成券」を交付し、紙おむつの購入費を助成します。

令和３年度以降、地域支援事業から一部対象外となりますが、今後も利用者が見込まれることから、介護者の経済的負担を軽減するため、事業を継続して実施します。

図表 6-3-2　おむつサービス事業の実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
おむつサービス事業	利用者数	245	245	245	216	216	216
		225	218	205			

(3) 指定ごみ袋の助成

常時紙おむつを使用している方に指定ごみ袋を一定枚数交付します。交付対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。

① 北広島市紙おむつ購入助成券の交付を受けている方

② 要介護４以上の認定を受けている方

重点課題４　高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

１　高齢者虐待防止の取組

(1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業

高齢者虐待防止への理解を広めるとともに、家庭および施設内において虐待の早期発見・早期対応が図れるよう、高齢者支援センター、警察、消防、介護事業所および民生委員児童委員などとの連携および継続的な会議や研修を行います。

虐待に関する相談や支援は、対応マニュアルに基づき、個々にケース会議などを開催し、支援の方向性や関係機関との役割分担を明確にし、迅速かつ適切な対応に努めます。

図表 6-4-1　高齢者虐待防止ネットワーク事業の実績と見込み

（単位：人）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
高齢者虐待防止ネットワーク事業	相談延べ件数（件）	25	25	25	20	20	20
		9	15	20			
	虐待認定件数（件）	10	10	10	10	10	10
		3	5	5			
	市と厚別警察署の連携推進会議実施回数（回）	2	2	2	2	2	2
		2	2	1			
	研修会実施回数（回）	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			
	研修会参加者数	60	60	60	50	60	60
		44	64	51			

2　権利擁護体制の充実

(1) 成年後見センターの運営

認知症、知的障がいおよび精神障がいにより判断力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、平成 28 年 7 月に設置した北広島市成年後見センターにおいて、相談支援、成年後見制度利用支援、市民後見人養成講座の実施および普及啓発などを行うとともに、社会福祉協議会事業である日常生活自立支援事業および法人後見事業と連携を図り、一体的かつ継続的な権利擁護支援を行います。

また、平成 28 年度に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度を必要とする市民がメリットを実感できる制度運用にむけ、成年後見制度利用促進体制の強化およびさらなる機能の充実を求められていることから、地域連携ネットワークを担う中核機関などの体制整備にむけて段階的・計画的に検討していきます。

図表 6-4-2　成年後見センターの運営の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見センターの運営	相談延べ件数（件）	1,100	1,200	1,300	800	850	900
		642	740	750			
	市民後見人養成講座（回）	1	0	1	0	1	0
		1	0	1			
	市民後見人養成講座修了生	15	0	15	0	10	0
		3	0	5			
	市民後見人フォローアップ講座開催回数（回）	2	2	2	2	2	2
		2	1	2			
	周知・啓発（回）	－	－	－	15	15	15
		3	18	1			
社会福祉協議会独自事業	日常生活自立支援事業（件）	－	－	－	6	6	6
		6	6	5			
	生活あんしん事業（件）	－	－	－	5	6	7
		－	－	4			
	法人後見受任件数（件）	－	－	－	17	19	21
		8	12	15			

(2) 成年後見制度利用支援事業

認知症、精神障がいおよび知的障がいなどにより、判断力が不十分な方が、財産の取引きおよび福祉サービス利用などの各種手続きを行うときに、不利な契約を結ばれないよう支援する成年後見制度の利用促進を図るため、申立てする親族がいない場合の市長申立て、報酬などの費用助成を行います。

また、自らの意思が尊重され尊厳ある生活ができるようマイエンディングノートを作成し、配布します。

図表 6-4-3　成年後見制度利用支援事業(高齢者分)の実績と見込み

（単位：件）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援事業（高齢者分）	市長申立件数	3	3	3	3	3	3
		3	0	1			
	報酬等の助成件数	5	6	7	7	8	9
		3	5	5			
	マイエンディングノート作成（部）	－	－	－	2,000	2,000	2,000
		2,000	2,000	2,000			

重点課題５　高齢者が安心できる居住環境確保

１　高齢者の居住環境の整備

図表 6-5-1　サービス付き高齢者向け住宅および有料老人ホーム等の設置状況

（単位：か所）

種別	施設数	定員（人）	住宅戸数（戸）
サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	2	100	100
サービス付き高齢者向け住宅	4	199	160
有料老人ホーム（特定施設）	1	25	－
有料老人ホーム	8	223	－
軽費老人ホーム（特定施設）	1	50	－
計	16	597	－

(1) サービス付き高齢者向け住宅の適正な運用

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造などを有し、見守りおよび健康相談など高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」が、市内において適切なサービスの提供と供給が図られるよう連携をしていきます。

(2) 住宅改修支援事業

介護保険の介護給付および予防給付における住宅改修を円滑に進めるため、ケアマネジャー業務のうち、介護報酬に対応していない住宅改修の申請書に添付する理由書を作成する業務に対して手数料を支払います。

図表 6-5-2　住宅改修支援事業の実績と見込み

（単位：件）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
住宅改修支援事業	助成件数	110	120	130	101	106	111
		86	91	96			

(3) 緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者または重度身体障がい者の方で持病のある方および健康上の不安のある方に、緊急事態を通報できる装置とペンダント型発信機を貸与します。あわせて火災およびガス漏れセンサーを設置することができます。

委託事業者への通報により、協力員および緊急時には消防署へ救援出動を要請するものです。また、毎月１回、利用者の安否確認の電話サービスを行います。

利用世帯は横ばいの傾向ですが、今後も利用者が見込まれることから、事業を継続して実施します。

図表 6-5-3 緊急通報システムの実績と見込み

（単位：世帯）

		第７期			第８期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
緊急通報システム	新規設置数（か所）	5	5	5	15	15	15
		9	14	10			
	利用世帯数	110	105	100	84	84	84
		85	84	86			

(4) 救急情報キット・エルフィンバトン普及事業

救急時に活用する医療情報などを記入するカードと、冷蔵庫に収納する筒型ケース（エルフィンバトン）を配布します。救急医療の現場で、本人が話せない状況でも、本人の持病および服薬などの情報を医療従事者などに正確に伝えることができるものです。

これまで、ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯の高齢者と障がい者を対象に配布してきましたが、配布から 10 年が経過し、高齢者が増加していることから配布対象を見直すこととし、令和 4 年度から、75 歳到達者と希望する 65 歳以上の高齢者に配布します。

図表 6-5-4　救急情報キット・エルフィンバトン普及事業の実績と見込み

（単位：件）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
救急情報キット・エルフィンバトン普及事業	配布件数（各年）	550	550	550	600	890	1,000
		720	511	550			
	高齢者（65 歳以上）および障がい者のうち希望者分	－	－	－	600	90	100
		720	511	550			
	後期高齢（75 歳）到達者分	－	－	－	－	800	900
		－	－	－			

2　まちづくりの整備促進

(1) 住み替え支援事業

高齢者の住み替えを支援することにより、多世代が暮らす地域形成を図り、少子高齢化が著しい北広島団地地区の活性化はもとより、北広島市全体の活性化を図ることを目的として実施しています。

(2) 空き地・空き家バンク制度

土地の有効利用や家屋の再生を地域全体に広め、他の地域から市内への移住や定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とした制度です。

市内に空き地・空き家（今後、転居などで空き地・空き家となる予定の物件を含む）を所有し、その物件を売りたい（貸したい）方と買いたい（借りたい）方を結び付けます。

空き地・空き家の情報を市に登録し、物件情報を市のホームページなどで提供します。

情報提供後の物件に係る交渉および契約などは、当事者同士で直接行います。

図表 6-5-5　空き地・空き家バンク制度の実績と見込み

（単位：件）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
空き地・空き家バンク制度	売却・賃貸延べ登録件数	16	16	16	10	10	10
		5	8	8			
	売却・賃貸延べ成約件数	9	9	9	10	10	10
		0	0	0			
	購入・賃借延べ登録件数	12	12	12	10	10	10
		1	6	5			
	購入・賃借延べ成約件数	8	8	8	10	10	10
		0	0	0			

(3) 道路・交通環境の整備

高齢者が安全に活動し生活できるように、「北広島市福祉環境整備要綱」に基づき、段差のない、傾斜および勾配の少ない歩道の整備を進めています。

今後も同要綱に基づき、人に優しい道路・交通環境の整備に努めます。

(4) 公営住宅の整備

公営住宅の整備の際には、ユニバーサルデザインやバリアフリーを導入し、安全かつ利便性などに十分配慮した住宅を、所得が低い高齢者および障がい者に供給できるよう努めます。

３　防災・感染症対策等の推進

(1) 避難行動要支援者避難支援プラン制度による体制づくり

災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備および避難誘導などの支援体制を確保します。

災害時に自力で避難することが困難な要介護者または重度の障がい者などが、地域の中で避難の支援が受けられるようにするため、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関と支援に必要な情報の共有を行います。

また、災害時に指定避難所における生活が困難な高齢者や障がい者など、配慮が必要な方への避難支援活動を円滑に行うために、福祉施設などを福祉避難所として指定を行っています。

避難行動要支援者名簿の範囲

- 要介護３以上の認定を受けている方
- 重度の障がいがある方
- 本人などから申し出のあった妊婦および出産後２か月に達した月末までの方
- 市長が必要と認めた方

(2) 災害対策および感染症対策に係る体制整備

近年多発する豪雨災害などの発生状況や、感染症の流行は地域に甚大な被害をもたらし、高齢者の普段の生活が一変する状況も想定されます。そのような事態にあっても避難などが適切に進み、介護サービスの提供が受けられるよう、①市内の介護事業者などと連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、②研修や訓練の実施、③関係部局と連携した必要物資の備蓄、調達および輸送体制の整備、④道や関係団体と連携した支援・応援体制の構築、⑤ICT を活用した会議の実施などのオンライン化に向けた取組について検討していきます。

第７章　認知症施策の推進

重点課題１　認知症施策の推進

１　認知症の方への理解を深めるための普及・啓発

(1) 認知症ケアパスの普及

認知症の方およびその家族が、いつ・どこで・どのような医療や介護などのサービスを受ければよいかが理解できるように、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示す「認知症サービス一覧（認知症ケアパス）」を、高齢者サービスガイドに掲載し市民に配布します。

(2) 認知症サポーター養成講座

市民が認知症についての正しい知識や対応方法を理解することを目的に、認知症の啓発活動をしている団体（「北広島市キャラバン・メイト」）の事務局を地域支え合いセンターが担い、同団体が講師となり、市民、学生および職場などを対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。また、認知症サポーターがより具体的な対応方法を習得し、認知症の方や家族の支援ニーズに対応するために、「ステップアップ講座」を開催し、地域で活躍するしくみを構築します。

図表 7-1-1　認知症サポーター養成講座の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
認知症サポーター養成講座	サポーター養成講座実施回数（回）	15	15	15	20	20	20
		17	23	3			
	サポーター養成数	600	600	600	200	200	200
		579	714	180			
	ステップアップ講座実施回数（回）	1	1	1	1	1	1
		2	2	0			
	ステップアップ講座受講者数	20	20	20	5	5	5
		58	47	0			
	ステップアップ講座修了登録延べ人数（おれんじメイト）	–	–	–	140	140	140
		93	140	140			
	キャラバンメイト全体会（回）	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			
	運営委員会開催回数（回）	2	2	2	3	3	3
		4	5	3			

2　認知症となっても住みやすい地域づくり

認知症の発症後、生活機能の障がいが進行していく中で、状態にあわせて適切な支援を受けながら、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会」の実現をめざします。

(1) 認知症初期集中支援チーム

認知症または認知症が疑われる方で、医療サービスや介護サービスを受けていない 40 歳以上の方を対象に、チーム員（認知症サポート医、医療系専門職および介護系専門職の計 3 人）が、対象者の把握、情報収集、支援方法の検討および家庭訪問などを行い、高齢者支援センターなどと連携しながら集中的かつ包括的な支援を実施します。

図表 7-1-2　認知症初期集中支援チームの実績と見込み

（単位：人）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">第 7 期</th><th colspan="3">第 8 期</th></tr>
<tr><th>H30 年度</th><th>R1 年度</th><th>R2 年度</th><th>R3 年度</th><th>R4 年度</th><th>R5 年度</th></tr>
<tr><td rowspan="8">認知症初期
集中支援チーム</td><td rowspan="2">チーム員会議
（回）</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">4</td></tr>
<tr><td>6</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">検討実人数</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">4</td></tr>
<tr><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">訪問支援
対象者数</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">1</td></tr>
<tr><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認知症初期集中支援チーム検討委員会（回）</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">1</td></tr>
<tr><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
</table>

(2) 認知症支え合い事業

認知症支え合い活動の拠点である地域支え合いセンターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方の見守りや話し相手をする「認知症支え合い員」の養成および派遣の調整を行います。

図表 7-1-3　認知症支え合い事業の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
認知症支え合い事業	利用者数	16	17	18	8	9	10
		10	11	8			
	訪問延べ回数（回）	300	310	320	180	190	200
		160	182	70			
	支え合い員養成講座数（回）	1	1	1	1	1	1
		1	0	0			
	登録支え合い員数	48	51	54	48	51	54
		46	40	32			
	フォローアップ講座数（回）	2	2	2	1	1	1
		2	2	2			

(3) 認知症カフェ

認知症の方とその家族が、専門職やボランティアとともに気軽に集える場として認知症カフェがあります。多くの方が参加できるよう、事業の周知に努めていきます。

図表 7-1-4　認知症カフェの実績と見込み

（単位：か所）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
認知症カフェ	開設数	5	5	5	5	5	5
		5	5	5			

(4) 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

行方不明になった認知症高齢者などを保護するため、警察、市、介護事業所、タクシーおよびバス事業者などの関係機関が連携し、捜索するネットワークです。

平成 30 年度からは、行方不明者が発生した場合、事前に登録されたメールアドレスに行方不明者の情報を配信するサービスを実施しています。

また、令和元年 6 月からは、SOS ネットワークに事前登録した方を対象に、日常生活における偶然の事故により損害を与えた場合に、補償する個人賠償責任保険への加入を行っており、保険料は市が負担しています。

認知症高齢者などの情報を把握することは行方不明者が発生した場合に有効と考えられることから、今後も普及に向けた周知などに努めます。

図表 7-1-5　認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業	新規事前登録者数	25	25	25	25	25	25
		16	17	25			
	メール配信登録者	－	－	－	420	520	620
		111	203	320			
	協力機関数（か所）	45	46	47	50	50	50
		41	41	41			
	捜索模擬訓練参加者数	50	50	50	50	50	50
		中止(注 1)	59	中止(注 2)			
	個人賠償責任保険加入者数	－	－	－	155	155	155
		－	96	120			

（注 1）胆振東部地震のため中止
（注 2）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(5) いどころ発信システム助成事業

行方不明となるおそれのある認知症高齢者などを在宅で介護する方に、居場所を発見できる発信機を購入する際の初期費用の一部を助成します。

いどころ発信システムの導入により、認知症の方を介護する家族の不安解消、行方不明時の早期発見・保護および事故の未然防止につながりますが、利用件数が低い傾向となっていることから、第 8 期計画期間中に助成内容について検証し、当該事業のあり方について検討していきます。

図表 7-1-6 いどころ発信システム助成事業の実績と見込み

（単位：人）

		第 7 期			第 8 期		
		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
いどころ発信システム助成事業	助成対象者数	6	7	8	8	8	8
		0	0	2			

第８章　適切な介護保険事業の運営

重点課題１　効果的・効率的な介護給付の推進

１　低所得者対策の推進

(1) 介護保険利用者の軽減対策

所得が低く生活困窮となっている方に対して、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護サービスを行う社会福祉法人が、その社会的な役割の一環として、当該法人の負担により（一部公的補助あり）、利用者負担額を軽減するものです。

当該法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護および特別養護老人ホームなどのサービスに関する利用者負担について原則 4 分の 1（生活保護受給者の個室の居住費（短期入所生活介護の滞在費を含む）については全額）を軽減しており、今後も引き続き軽減対策が実施されるよう関係機関と連携を図っていきます。

２　介護保険の質的向上

(1) 介護給付に要する費用の適正化

介護給付の適正化は、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度運営につながります。国民健康保険団体連合会が提供する給付情報などを活用し、北海道の協力のもと、給付適正化の推進を図ります。

ア 要介護認定の適正化

介護保険制度では、要介護状態の軽減あるいは悪化の防止のため、介護を必要とする方の身体状況や、生活環境に応じた介護サービスが提供されています。

要介護認定は、これらのサービスの提供を受ける前に、サービス利用者の身体の状況を公正な立場から判断し、その要介護度を判定する制度です。

要介護認定は、保険者（市町村など）ごとに設置されている「介護認定審査会」が、全国一律の基準により審査・判定を行います。

北広島市では、保健、医療および福祉に関する専門職から、市長が 12 人の委員に委嘱し、介護認定審査会を設置しています。

訪問調査や主治医意見書に記載された心身の状態像をもとに、委員 6 人による 2 つの合議体により、総合的な視点から全国一律の基準により判定を行います。

高齢化の進行により、今後ますます増加することが予測される要介護認定申請で

すが、公平公正な業務の遂行に必要な知識や技能を習得し、審査が行われるよう介護認定審査会委員および認定調査員の研修の充実ならびに合議体間での意見交換などで審査判定の平準化に努めます。

介護認定審査会の設置状況については、審査件数の増加推移を見ながら必要に応じ、体制の見直しについて検討します。

また、申請書の提出を受けてから、審査結果通知までに要する期間について、原則 30 日以内の確保に努めます。

イ ケアプランの点検

介護認定を受け、介護サービスを利用する場合はケアプランを作成しなければなりませんが、「その方の有する能力に応じ、尊厳を保持してその方らしい自立した日常生活を営むことをめざす」という介護保険の理念を逸脱したサービス利用が散見されます。

平成 30 年度から居宅介護支援事業所の指定・指導に関する権限が市に移譲されており、より緊密な連携を図るとともに、実地指導や地域ケア会議などの活用において、ケアプランの点検を行うほか、専門家によるケアプラン点検事業により、ケアマネジメントの適正化を図っています。

また、北広島市介護サービス連絡協議会の居宅部会に市職員が出席し、行政からの連絡事項の伝達などにより、情報の共有を図ります。

ウ 住宅改修等の点検

住宅改修工事の実施にあたっては、高齢者の心身状況、家族の介護力および家屋の構造などにより、施工する内容が異なりますが、事前に提出されるケアマネジャーなどが作成する理由書および施工業者の見積書の点検を福祉住環境コーディネーターとともに実施するほか、必要に応じて住宅改修を行った利用者の自宅を訪問調査し、状況確認および施工状況などの確認を行い、給付の適正化に努めます。

エ 縦覧点検・医療情報との突合

専任の医療事務従事者を配置し、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムから提供される情報を活用して、請求情報の縦覧点検および介護と医療情報との突合による請求実績の確認を行い、給付の適正化に努めます。

(2) 介護保険サービスの給付制限

社会保険制度の一つである介護保険は、被保険者同士が互いを支え合う相互扶助により成り立っています。

一定の保険料を滞納している方が保険給付を受ける際に、給付の償還払い化、一時差止、差止額から滞納保険料を控除する措置および未納期間に応じた給付減額を実施することで、被保険者間の公平性の確保を図ります。

重点課題２　医療計画との整合性の確保

介護保険事業計画で推計しているサービスの量の見込みについては、現在のサービス受給者の状況および人口動態を踏まえた自然体の推計に加えて、地域の課題やニーズを反映させて定めることとされています。これらの推計においては、地域医療構想における令和７年（2025 年）の介護施設および在宅医療などの追加的需要を踏まえるとともに、医療計画における在宅医療の整備目標との整合性を図ります。

重点課題３　介護保険サービス情報の公表

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくために有益な情報と考えられる情報を収集し、高齢者サービスガイドおよびホームページなどを活用し、公開に努めます。

また、必要な報告などを行わない指定地域密着型サービスなどに係る事業者に対し、指定取り消しなどの適切な対応を行います。

重点課題４　介護保険制度の立案および運用に関するPDCAサイクルの推進

地域の実態把握・課題分析を行い、高齢者の自立支援および重度化防止に関する目標を設定し、その達成のために、介護資源の発掘や基盤整備・多職種連携の推進および効率的なサービス提供などの取組を推進し、その実績評価を行います。

第９章　介護保険事業費の見込みと保険料

第１節　給付費の見込み

1　介護給付費の見込み

図表 9-1-1　介護給付費の見込み

（単位：千円）

	第 8 期				第 9 期	第 14 期
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	計	R7 年度	R22 年度
居宅サービス						
訪問介護	215,629	229,266	242,641	687,536	244,264	335,513
訪問入浴介護	13,696	15,017	16,028	44,741	16,028	21,507
訪問看護	133,467	141,398	148,779	423,644	154,215	208,263
訪問リハビリテーション	21,230	21,835	23,629	66,694	23,555	32,412
居宅療養管理指導	58,086	61,868	65,646	185,600	66,195	90,480
通所介護	365,901	387,687	407,806	1,161,394	450,598	652,333
通所リハビリテーション	190,067	200,576	210,907	601,550	232,820	339,586
短期入所生活介護	107,830	117,724	123,407	348,961	139,262	206,421
短期入所療養介護（老健）	19,555	20,856	22,435	62,846	22,435	31,069
特定施設入居者生活介護	281,876	284,391	321,636	887,903	342,319	471,330
福祉用具貸与	106,142	112,828	119,908	338,878	120,106	165,360
特定福祉用具購入費	6,193	6,193	6,623	19,009	6,970	9,168
住宅改修費	13,586	13,586	15,431	42,603	15,431	21,287
居宅介護支援	224,475	237,509	250,408	712,392	258,470	348,719
地域密着型サービス						
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	74,816	80,022	84,286	239,124	94,649	140,130
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	177,236	186,451	200,562	564,249	199,835	273,928
認知症対応型通所介護	27,075	30,283	32,179	89,537	31,932	44,285
小規模多機能型居宅介護	61,299	61,333	63,392	186,024	71,192	98,749
認知症対応型共同生活介護	621,403	624,969	628,271	1,874,643	762,995	1,053,554
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	81,472	83,842	90,889	256,203	90,889	127,200
施設サービス						
介護老人福祉施設	725,657	741,859	748,482	2,215,998	916,217	1,265,353
介護老人保健施設	348,165	355,792	362,654	1,066,611	478,784	662,699
介護医療院	225,793	234,848	244,590	705,231	262,786	398,740
介護療養型医療施設	25,015	25,029	25,029	75,073		
計	4,125,664	4,275,162	4,455,618	12,856,444	5,001,947	6,998,086

（注 1）　端数処理により計が一致しない場合があります。以下、この章において同様です。

2　予防給付費の見込み

図表 9-1-2　予防給付費の見込み

（単位：千円）

	第 8 期				第 9 期	第 14 期
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	計	R7 年度	R22 年度
居宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	17,821	18,444	19,057	55,322	20,641	25,394
介護予防訪問リハビリテーション	3,205	3,452	3,452	10,109	3,782	4,688
介護予防居宅療養管理指導	5,381	5,576	5,864	16,821	6,152	7,500
介護予防通所リハビリテーション	48,805	50,575	52,319	151,699	55,805	68,125
介護予防短期入所生活介護	3,003	3,005	3,005	9,013	3,473	3,941
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	25,650	26,382	31,003	83,035	31,721	35,655
介護予防福祉用具貸与	12,208	12,665	13,107	37,980	14,080	17,058
介護予防特定福祉用具購入費	1,436	1,436	1,436	4,308	1,699	2,023
介護予防住宅改修費	15,697	16,753	16,753	49,203	19,017	23,545
介護予防支援	18,829	19,537	20,289	58,655	21,791	26,355
地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,827	4,727	4,727	13,281	4,727	5,235
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
計	155,862	162,552	171,012	489,426	182,888	219,519

3　総給付費の見込み

図表 9-1-3　総給付費の見込み

（単位：千円）

	第 8 期				第 9 期	第 14 期
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	計	R7 年度	R22 年度
総給付費	4,281,526	4,437,714	4,626,630	13,345,870	5,184,835	7,217,605
介護給付費	4,125,664	4,275,162	4,455,618	12,856,444	5,001,947	6,998,086
予防給付費	155,862	162,552	171,012	489,426	182,888	219,519

第２節　地域支援事業費の見込み

図表 9-2-1　地域支援事業費の見込み

（単位：千円）

	第 8 期				第 9 期	第 14 期
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	計	R7 年度	R22 年度
地域支援事業費	346,020	352,227	362,278	1,060,525	394,217	435,014
介護予防・日常生活支援総合事業費	221,812	228,019	234,671	684,502	262,810	302,335
訪問介護相当サービス	31,420	32,638	33,946	98,004	36,428	43,708
通所介護相当サービス	111,339	115,652	120,290	347,281	129,082	154,879
通所型サービス A	14,235	14,786	15,379	44,400	16,503	19,801
通所型サービス C	203	204	205	613	254	270
生活支援事業（配食）	12,870	12,870	12,870	38,610	12,870	12,870
介護予防ケアマネジメント	21,420	21,540	21,647	64,607	26,790	28,501
介護予防把握事業	19,283	19,283	19,283	57,849	23,886	24,717
介護予防普及啓発事業	9,143	9,143	9,143	27,429	14,649	15,159
地域介護予防活動支援事業	1,191	1,191	1,191	3,573	1,475	1,527
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	708	712	716	2,136	873	904
包括的支援事業・任意事業費	124,208	124,208	127,607	376,023	131,407	132,679

第３節　介護保険事業費の見込み

標準給付費とは、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付）、高額介護サービス費等給付額（利用者が１か月間に支払った自己負担額（1～3 割）が一定の上限額を超えた場合に払い戻される給付）、高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付）および審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）を加えた費用です。

これに地域支援事業費を加えたものが介護保険事業の総事業費となります。

図表 9-3-1　第 8 期介護保険事業計画の総事業費の見込み

（単位：千円）

	第 8 期				第 9 期	第 14 期
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	計	R7 年度	R22 年度
介護保険事業の総事業費	4,833,990	5,003,956	5,211,581	15,049,526	5,819,096	7,961,017
標準給付費	4,487,970	4,651,728	4,849,303	13,989,001	5,424,879	7,526,002
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	4,281,526	4,437,714	4,626,630	13,345,870	5,184,835	7,217,605
特定入所者介護サービス費等給付額	81,803	85,289	88,792	255,884	95,796	125,555
高額介護サービス費等給付額	103,405	106,680	111,064	321,149	119,831	157,051
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,993	17,640	18,258	52,891	19,538	20,639
審査支払手数料	4,243	4,405	4,559	13,207	4,879	5,153
地域支援事業費	346,020	352,227	362,278	1,060,525	394,217	435,014
介護予防・日常生活支援総合事業費	221,812	228,019	234,671	684,502	262,810	302,335
包括的支援事業・任意事業費	124,208	124,208	127,607	376,023	131,407	132,679

第４節　介護保険料

１　保険料収納必要額

介護保険事業に係る費用は、被保険者が納める保険料と、国ならびに都道府県および市町村が応分の負担をします。

第８期介護保険事業計画期間中においては、第１号被保険者（65 歳以上の方）の介護保険料で総事業費の 23%を負担します。また、国の調整交付金の負担割合は 5%とされていますが、市町村の実情により負担割合が増減するため、5%未満となる場合には不足分も介護保険料で補填する必要があります。

図表 9-4-1　保険料収納必要額

（単位：千円）

	第８期	
①第１号被保険者負担分相当額	3,461,391	（標準給付費＋地域支援事業費）×23%
②調整交付金相当額	733,675	（標準給付費 ＋介護予防・日常生活支援総合事業費） ×5%
③調整交付金見込額	572,634	（標準給付費 ＋介護予防・日常生活支援総合事業費） ×3.53%（令和３年度） ×3.90%（令和４年度） ×4.25%（令和５年度）
④インセンティブ交付金見込額	57,246	保険者機能強化推進交付金 ＋保険者努力支援交付金
⑤準備基金取崩し額	110,928	
⑥保険料収納必要額	3,454,258	①＋②－（③＋④＋⑤）

2　保険料基準額と段階設定

保険料収納必要額をもとに第 8 期介護保険事業計画における第 1 号被保険者の保険料基準額（月額）を算定し、第 7 期介護保険事業計画中に積み立てた介護給付費準備基金の一部を取り崩し、基準額（月額）を 5,200 円とします。

保険料の段階設定については、国が示す標準段階を参照するとともに、これまでの本市の段階設定を踏まえ、次に示すとおりとします。

① 国の第 9 段階については、所得格差の解消を図るため、第 9 段階の負担割合を国よりも低くし、国よりも高い第 10 段階を設けることとします。

② 第 4 段階については、負担割合を基準額の 0.85 倍とします。

図表 9-4-2　第 8 期介護保険事業計画の保険料の段階設定と年間保険料額

<table>
<tr><th>段階</th><th colspan="2">対象者</th><th>保険料（円）</th><th>負担割合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第 1 段階</td><td colspan="2">生活保護を受給している方、中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方</td><td rowspan="2">18,720</td><td rowspan="2">×0.3</td></tr>
<tr><td rowspan="3">世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額（注 1）の合計が</td><td>80 万円以下の方</td></tr>
<tr><td>第 2 段階</td><td>80 万円を超え
120 万円以下の方</td><td>31,200</td><td>×0.5</td></tr>
<tr><td>第 3 段階</td><td>120 万円を超える方</td><td>43,680</td><td>×0.7</td></tr>
<tr><td>第 4 段階</td><td rowspan="2">世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民非課税で、本人の前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額（注 1）の合計が</td><td>80 万円以下の方</td><td>53,040</td><td>×0.85</td></tr>
<tr><td>第 5 段階</td><td>80 万円を超える方</td><td>62,400</td><td>×1.0</td></tr>
<tr><td>第 6 段階</td><td rowspan="5">本人が市町村民税課税で、
前年の合計所得金額（注 2）が</td><td>120 万円未満の方</td><td>74,880</td><td>×1.2</td></tr>
<tr><td>第 7 段階</td><td>120 万円以上
210 万円未満の方</td><td>81,120</td><td>×1.3</td></tr>
<tr><td>第 8 段階</td><td>210 万円以上
320 万円未満の方</td><td>93,600</td><td>×1.5</td></tr>
<tr><td>第 9 段階</td><td>320 万円以上
500 万円未満の方</td><td>102,960</td><td>×1.65</td></tr>
<tr><td>第 10 段階</td><td>500 万円以上の方</td><td>112,320</td><td>×1.8</td></tr>
</table>

（注 1）「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得と長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいいます。

（注 2）ここでいう「合計所得金額」は、合計所得金額から、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいいます。

3　市独自減免制度の実施

社会情勢の変化による高齢者世帯への影響や、個々の世帯事情により軽減の必要がある方への配慮として、第１段階の保険料まで減額する市独自減免制度を継続します。

介護保険料市独自減免の対象となる方は、以下のすべてを満たす方となります。

① 年間収入が単身世帯で 100 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
② 世帯全員の預貯金の合計額が 350 万円以下であること。
③ 世帯が居住用資産以外に利用できる資産を所有していないこと。

4　令和７年度（2025 年度）および令和 22 年度（2040 年度）の推計

令和 7 年度（2025 年度）および令和 22 年度（2040 年度）における、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進するための指標として、各種の推計を行います。

図表 9-4-3　令和 7 年度（2025 年度）および令和 22 年度（2040 年度）における推計

	第 8 期 令和 4 年度 （2022 年度）		第 9 期 令和 7 年度 （2025 年度）	第 14 期 令和 22 年度 （2040 年度）
総人口	56,886 人		54,990 人	46,222 人
第 1 号被保険者数	19,176 人		19,480 人	19,996 人
65～74 歳	9,285 人	推計	8,210 人	8,006 人
75 歳以上	9,891 人		11,270 人	11,990 人
要介護認定者数	3,772 人		4,237 人	5,553 人
介護保険事業の総事業費	5,003,956 千円		5,819,096 千円	7,961,017 千円
保険料(基準月額)	5,200 円		5,971 円	7,890 円

（注 1） 各年度 9 月 30 日現在の値

第 10 章　計画の円滑な推進のために

第 1 節　行政の役割と責任

介護保険制度がスタートした平成 12 年の北広島市の高齢者人口は 8,288 人（9 月末時点）でしたが、令和 2 年には 19,034 人（同）となり、20 年間で 2.3 倍以上に増加しています。

高齢者の増加によって、要介護認定者および介護サービス利用者も増加し、これまでの高齢者福祉施策の見直しが求められています。また、国において地域支援事業のあり方が見直しされ、専門的なサービスだけではなく、多様な担い手による生活支援サービスを取り入れ、充実させた新たな地域支援事業を実施した地域づくりを推進することが求められています。

また、平成 30 年度に創設された保険者機能強化推進交付金および令和 2 年度に創設された介護保険保険者努力支援交付金を活用して高齢者の自立支援・重度化防止に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化を図ることが重要となっています。

本市では、これまでの計画で構築してきた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を実現するため、現在抱える課題に対して多面的に取り組んでいきます。

さらに認知症の方が一層増加すると予想される中、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、認知症の方にとってよりよい環境で暮らし続けることができ、本人や家族が状況にあわせて適切な支援が受けられるよう、認知症初期集中支援チームを稼働しているほか、認知症対応型施設の整備も視野に入れた施策の展開を図ることとします。

高齢者の権利擁護推進のため、高齢者支援センターと連携し、虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。また、成年後見センターと連携し、一体的かつ継続的な支援を推進するとともに、成年後見制度利用促進体制の強化やさらなる機能の充実に向けて、地域連携ネットワークを担う中核機関などの体制整備にむけて段階的・計画的に検討していきます。

だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのためには、従来の社会福祉制度や行政サービスだけでは対応が難しく、民間の参入促進はもとより、ボランティア活動や NPO 法人などの市民主導による福祉活動の拡大も不可欠です。特に、ともに支え合う地域づくりを推進するためには、地域住民の理解と協力が必須となります。

行政としても地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、支え合う地域づくりに対しての地域住民への普及・啓発活動を推進し、各事業所・関係機関などと連携して支援していきます。

第２節　総合的なケア体制整備

現在、4 か所の高齢者支援センターを設置し、保健、医療、介護および福祉の連携強化とサービス提供のための環境整備を進めています。

日常生活圏域は 5 圏域としていますが、北広島団地地区の高齢者支援センターについては当面の間、職員の増員による対応とします。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、高齢者支援センターが持つ役割がより一層重要となることから、その機能を強化・充実していかなければならないと考えています。

また、身近な地域での相談窓口として定着しつつある利点を考慮し、苦情処理体制の充実、行政、民間および市民団体などの関係機関の緊密な連携による支援など、地域共生社会を見据えた総合的なケア体制の整備に努めます。

第３節　介護保険事業の円滑な実施のための体制

1　相談・苦情処理体制

介護保険制度における苦情処理の解決の仕組みとして、要介護認定や保険料についての審査請求は、北海道が設置している介護保険審査会が、また介護サービスや介護サービス事業者に関する苦情および相談は、北海道国民健康保険団体連合会がそれぞれ所轄していますが、市民が初めに相談や苦情を寄せるのは、最も身近な行政の窓口である市に対するケースが多いことから、市民の立場に立った対応が求められます。

そのため、市民からの相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行うよう、市の総合相談窓口や高齢者支援センターが中心となって、社会福祉協議会および民生委員児童委員などの関係機関と連携を図りながら、市民が利用しやすい相談体制の確立に努めます。

2　市民への情報提供

市では市民が必要な情報を必要なときに得られるよう、高齢者の保健福祉や介護保険に関するサービスガイド、介護サービス利用の安心情報および介護保険事業報告書などを作成しており、今後も広報紙やホームページなどを活用し、情報提供に努めます。

3　サービスの供給体制

保険者である市とサービス提供事業者が密接に連携し、市民が求めるサービスを適切かつ総合的に提供する必要があります。

このため、サービス事業者の確保および介護サービス基盤の整備に努めるとともに、関係するサービス事業者で組織する「北広島市介護サービス連絡協議会」と連携を図り、情報交換、課題の検討、サービスの質の向上および適切な介護サービス計画の作成検討などを行い、市民が必要とするサービスを適切かつ迅速に利用できるよう提供体制の充実を図ります。

第４節　計画の進行管理

計画の実施にあたっては、保健・福祉以外の部局とも幅広い連携を図り、総合的・効果的な施策展開を図ります。

また、関係機関との連携・協力を進めるとともに、広報紙やホームページなどで市民に周知を図り、市民一人ひとりの理解と協力により、確実な推進を図っていきます。

さらに、学識経験者、サービス事業者、サービス利用者および公募による市民代表者などで構成する「北広島市保健福祉計画検討委員会」において、計画の進行状況や施策の実施状況などを評価・検証し、市としての進行管理を徹底していきます。

参考資料

用語解説

あ

ＩＡＤＬ

（→手段的日常生活動作）

ＩＣＴ（情報通信技術）

パソコンや OA 機器、アプリケーションなどの IT 技術をどのように用いるかという活用方法に関する考え方です。

代表的なものとしてメール、チャット、SNS、オンラインショッピングやネット検索があります。

いきいき百歳体操

平成 14 年に高知市が考案した重りを使った筋力向上のための体操です。

ＡＤＬ

（→日常生活動作）

ＳＴ

（→言語聴覚士）

ＮＰＯ（民間非営利組織）

ボランティア活動など、営利を目的としない各種の公益活動や市民活動を行う組織・団体のことをいいます。平成 10 年 12 月に施行された特定非営利活動促進法により、これらの団体で法人格（特定非営利活動法人）の取得が可能となっています。

ＯＴ

（→作業療法士）

か

介護医療院

日常的な医学管理が必要な重度の要介護者の受入れと看取り・終末期ケアの機能と生活施設としての機能を備えた平成 30 年度より設置された介護保険施設です。

介護給付

要介護の認定を受けた被保険者に対する保険給付で、居宅サービス・特定福祉用具の購入費・住宅改修費・居宅介護支援・施設サービス・高額介護サービスなどについて保険給付が行われます。

なお、要支援の認定を受けた被保険者に対しては、予防給付が行われます。

介護サービス計画（ケアプラン）

要介護・要支援認定を受けた方が介護サービスや介護予防サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の希望、生活環境などから判断して、利用するサービスの種類、内容および担当者を定めた計画をいいます。依頼により、要介護者には介護支援専門員(ケアマネジャー)が、要支援者には地域包括支援センター職員または介護支援専門員が計画を立てていますが、サービスを利用する本人が自分で立てることもでき

ます。この計画には、次の 3 種類の計画があります。

・居宅サービス計画：要介護の認定を受けた方を対象とした在宅サービス利用のための介護サービス計画
・施設サービス計画：要介護の認定を受けた方を対象とした施設サービス利用のための介護サービス計画
・介護予防サービス計画：要支援の認定を受けた方を対象とした介護予防サービス利用のための介護予防サービス計画

介護支援専門員（ケアマネジャー）

居宅介護支援事業所や介護保険施設などに勤務しており、介護サービスを受ける方からの相談に応じ、自宅でのサービスや施設でのサービスが適切に受けられるようにサービス事業者などと連絡調整をする専門職で、認定に必要な認定調査の実施や、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。

介護認定審査会

要介護・要支援認定の審査判定業務を行うために、市町村が条例で設置した機関で、委員は公正性、専門性の確保のため、保健・医療・福祉の学識経験者から市町村長が任命します。審査・判定は、委員によって構成される合議体によって行われます。

介護保険施設

要介護の認定を受けた方が入所・入院して、介護サービスを受けられる施設をいいます。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の 4 施設があります。

介護保険審査会

介護保険における保険給付や保険料などの処分に対する不服申立てについて審査する機関で、各都道府県に設置されています。委員は、都道府県知事が任命し、被保険者代表、市町村代表、公益代表の委員で構成されています。

介護予防

高齢者が要介護状態になることを防ぐ（発生を予防する）こと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすることをいいます。

介護予防拠点

地域住民が主体で運営を行う、高齢者が気軽に通える身近な場所です。

介護予防ケアマネジメント

要支援認定を受けた方および基本チェックリストの記入内容が事業対象者と判断できる方に対して、自立支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境およびその他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービスなどの適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業です。

介護予防サービス

要支援の認定を受けた方を対象とした介護予防を目的として提供されるサービスのことをいいます。

介護療養型医療施設

病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の介助や必要な医療を行う施設です。厚生労働省では、令和 5 年度末

までに介護療養型医療施設を全廃する方針としています。

介護老人福祉施設

老人福祉法に基づき設置されており、要介護者に対して、主に入浴・排せつ・食事などの介護その他の日常生活上の介助、機能訓練、健康管理および療養上の介助を行う入所施設です。

介護老人保健施設

心身の状況や病状が安定期にある要介護者に対して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の介助を行う入所施設です。

基本チェックリスト

介護予防が必要である高齢者を早期に発見するために厚生労働省により作成された質問紙です。日常生活の様子や身体機能の状態、栄養状態、外出頻度などを確認する 25 項目の質問で構成されています。

協議体

多様な団体や人が参画し、情報共有・連携強化を行う「話し合いの場」のことです。第 1 層協議体では市内全域、第 2 層協議体では日常生活圏域を対象エリアとしています。

居宅介護支援事業所

要介護・要支援認定に必要な認定調査や介護サービス計画（ケアプラン）の作成などを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置し、サービスを受けようとする方が適切なサービスを利用できるよう、相談に応じ、サービス提供機関との連絡調整を行います。居宅介護支援事業所の指定権限は、平成 30 年 4 月より、都道府県から市町村へ移譲されました。

ケアプラン

（→介護サービス計画･介護予防サービス計画）

ケアマネジャー

（→介護支援専門員）

言語聴覚士（ＳＴ）

ことばによるコミュニケーションに問題がある方に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職です。また、摂食・嚥下（えんげ）の問題にも専門的に対応します。ＳＴともいいます。

権利擁護

自分の権利や援助のニーズを自ら主張できない方に代わって、そのニーズや権利を主張し権利を行使できるように支援を行います。

後期高齢者健診

後期高齢者医療制度の加入者を対象に、生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常）の早期発見や重症化の予防、およびＱＯＬ（生活の質）の確保と介護予防を主な目的として行う健康診査です。後期高齢者医療広域連合から市町村が委託を受けて実施します。

高齢者支援センター（地域包括支援センター）

（→地域包括支援センター）

国民健康保険団体連合会

昭和 34 年に国民健康保険法が施行された際に規定され、保険者（市町村など）が共同してそ

の目的を達成するために設立された法人で、国民健康保険に係る医療費の審査・支払い業務などを行っています。介護保険制度でも、市町村から委託を受けて、サービス費の審査・支払い業務を行っています。

さ

作業療法士（ＯＴ）

手足の運動機能障がいや精神に障がいのある方に対して、その応用的動作能力または社会的適応能力の回復や自立生活への支援を図る専門職（国家資格）で、医師の指示の下に作業療法を行います。ＯＴともいいます。

事業対象者

「基本チェックリスト」を用い、心身機能の状況を検証し、要介護・要支援になるリスクが高いと判定された方です。

指定管理者

平成 15 年の地方自治法の改正により、導入された制度で、民間企業が公共施設の管理を行うことができるようになりました。指定管理者は、都道府県や市町村に代わり、民間経営の手法を活用し、サービスの向上を図りながら公共施設の管理を行います。

社会福祉士

専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがある方、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職（国家資格）のことをいいます。

柔道整復師

スポーツや日常生活の中で生じた、打撲、捻挫、脱臼および骨折などの各種損傷に対して、外科手術、薬品の投与などの方法によらずに、応急的もしくは医療補助的方法により、その回復を図ることを目的に施術を行う専門職（国家資格）のことをいいます。

主治医

患者や家族の診療を長期的に担当するかかりつけの医師のことをいいます。
また、病院では患者に対して複数の医師が関与しますが、その中でも診察から治療までのすべての過程で中心的に担当する医師のことをいいます。

手段的日常生活動作（ＩＡＤＬ）

掃除、洗濯、調理、ごみ捨ておよび買い物などの家事ならびに金銭管理および公共交通の利用などの生活関連動作のことをいいます。

シルバー人材センター

高齢者が自主的に運営する公益法人で、60 歳以上の高齢者に対して、その能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を提供するほか、就業に必要な知識や技能を身に付けるための講習を実施しています。

生活習慣病

食生活や喫煙、飲酒などの生活習慣が病気の発症や進行に深く関与している病気のことをいいます。がん、心臓病、脳卒中、高血圧、糖尿病などが含まれます。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な成年者の財産管理などについての契約や遺産分割などの法律行為を保護し支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

前期高齢者　ー　後期高齢者

高齢者を 65 歳以上とする場合、65 歳以上 75 歳未満を前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者として区分しています。

総合事業

総合事業（介護保険法では、「介護予防・日常生活支援総合事業」として定められています）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者などの方に対する効果的かつ効率的な支援などを可能とすることをめざすものです。

た

第 1 号被保険者

介護保険制度における被保険者のうち、市町村または特別区の区域内に住所を有する 65 歳以上の住民のことをいいます。

第 2 号被保険者

介護保険制度における被保険者のうち、市町村または特別区の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者のことをいいます。

多職種連携

質の高いケアを提供するために、医療・介護・行政・地域などの異なった職種や関係者の方たちが連携して、目的に向けて働くことをいいます。

団塊ジュニア世代

1971 年から 1974 年に生まれた団塊の世代の子どもたちを指します。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれています。2040 年にはすべての団塊ジュニアの世代が 65 歳となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費などさまざまな分野に影響が出るものと考えられています。

団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム期（1947 年から 1949 年頃）に生まれ、日本の高度成長期と共に育った世代。2025 年には、すべての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費などさまざまな分野に影響が出るものと考えられています。

地域ケア会議

介護予防および生活支援の観点から、効果的な予防サービスの総合的な調整と地域ケアのネットワーク化を図ることを目的として、保健・福祉・医療・ボランティアなどの関係機関で構成されている会議です。

地域支援事業

平成 18 年度に介護予防などを目的として創設され、介護予防・生活支援サービス事業一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の 3 つ

から構成されています。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が供給されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制をいいます。

地域包括支援センター（高齢者支援センター）

地域支援事業の中核を担う施設で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置され、包括的支援事業のほか、要支援者を対象とする予防給付のケアプラン作成を行います。

北広島市では、呼称を「高齢者支援センター」としています。

地域密着型サービス

介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、平成 18 年度に創設されたサービスのことをいいます。小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護などの種類があり、市町村が事業者の指定や指導監督を行います。

特定健診

高血圧や糖尿病、脳卒中、心筋梗塞などの生活習慣病を予防する目的で、40～74 歳までの医療保険加入者を対象として、導入された健康診断ならびに保健指導の制度です。平成 18 年の健康保険法の改正に伴って、平成 20 年から開始されました。正式には「特定健康診査・特定保健指導」といいます。

な

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するための環境整備を図るひとつの区域で、市町村が地理的条件などを勘案して設定するものです。

北広島市では 5 つの圏域を設定しています。

日常生活動作（ＡＤＬ）

人が毎日の生活を送るうえで必要な、食事、排せつ、睡眠などの基本的な身体動作や移動動作のことをいいます。

認知症バリアフリー

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生をめざし、その障壁を減らしていく取組です。

は

被保険者

年金、健康保険などの加入者（対象者）のことをいいます。保険の給付を受ける権利（受給権）を有し、保険料の負担義務を負います。介護保険法では 65 歳以上の「第 1 号被保険者」と、40 歳以上 65 歳未満の「第 2 号被保険者」があります。

ＰＴ

（→理学療法士）

ＰＤＣＡサイクル

業務の質を継続的に改善、向上していく方法のひとつで、計画をたて(Plan)、実行し(Do)、そ

の評価(Check)にもとづいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す仕組み(考え方)のことをいいます。

フレイル

健康な状態から要介護へ移行する中間の段階で、筋力の低下や認知機能の低下、閉じこもりがちになり社会との接触がなくなるなど、心身の全般的な衰えのことです。しかし、生活の改善により健康にもどることが可能な状態です。

ま

民間非営利組織

（→ＮＰＯ）

や

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず、多様な方が快適に利用できるデザイン。「だれにでも公平に利用できる」「使ううえで柔軟性に富む」「使い方が簡単でわかりやすい」「必要な情報がすぐに理解できる」「単純なミスが危険につながらない」「身体的な負担が少ない」「接近して使える寸法や空間になっている」の7つの原則が定められています。

要介護者

要介護状態にある65歳以上の方、要介護状態にある40歳以上65歳未満の方のうち、その原因が特定疾病による方をいいます（要介護1～5と判定された方をいいます）。

要介護度

介護の必要度で分けた7つの段階（要支援1～2、要介護1～5）で、介護認定審査会で判定されます。この段階ごとに、受けられるサービスの種類や支給される限度額が決まります。

要介護認定

介護保険制度において、介護保険サービスによる支援が必要かを判断するため、利用者が要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）です。

保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されますが、要介護認定の結果は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定められています。

要支援者

要介護状態となるおそれがある65歳以上の方、要介護状態となるおそれがある40歳以上65歳未満の方のうち、その原因が特定疾病による方をいいます（要支援1～2と判定された方をいいます）。

ら

理学療養士（ＰＴ）

理学療法とは、身体に障がいのある方に対して、主としてその基本動作の回復を図るために行われる治療体操、その他の運動、電気刺激のマッサージ、温熱などの物理手段を用いて行うもので、医師の指示の下に理学療法を行う専門職（国家資格）のことをいいます。ＰＴともいいます。

リハビリテーション

疾病や障がいによって失った生活機能の回復を図るため、機能障がい、能力障がい、社会的不利への治療プログラムによって人間的復権をめざす専門的技術および体系のことをいいます。

北広島市保健福祉計画検討委員会　委員名簿

区　分	委員名	所属(団体名)	役　職
福祉関係	川島 光行	北広島市社会福祉協議会	会長
	石丸 勝三	北広島市民生委員児童委員連絡協議会	副会長
保健医療関係	對馬 伸泰	一般社団法人　北広島医師会	会長
	今井 良成	一般社団法人　北広島医師会	副会長
	奥田 正幸	北広島市歯科医師会	会長
	米沢 晴美	医療法人　風のすずらん会 北広島メンタルクリニック	課長
	土田 孝行	株式会社　リ・ライフケア 訪問看護ステーション　かえで	管理者
自治団体	小池 隆史	北広島市自治連合会	会長
福祉サービス関係	奥田 孝喜	社会福祉法人　北ひろしま福祉会	法人事務局長
	三瓶 徹	社会福祉法人　北海長正会	理事長
	若狭 聡美	社会福祉法人　北海長正会 障害者生活支援センターみらい	センター長
	三木 千晶	社会福祉法人　札幌厚生会 北広島市高齢者総合ケアセンター聖芳園	施設長
	島谷 清張	北広島市介護サービス連絡協議会	事務局長
	松坂 優	社会福祉法人　えぽっく	理事長
学識経験者	小早川 俊哉	星槎道都大学	社会福祉学部長
	櫻井 美帆子	星槎道都大学	社会福祉学科 准教授
	西野 克俊	星槎道都大学	社会福祉学科 専任講師
福祉関係団体等	大西 登志子	北広島市ボランティアセンター	委員
	安孫子 章平	公益社団法人 北広島市シルバー人材センター	副理事長
	加藤 裕子	北広島市しょうがい児者を持つ親の会	会長
自立支援協議会	森 正人	北広島市立西の里小学校　陽香分校	教諭
公募委員	成田 俊樹	一般公募	
	福屋 英治	一般公募	
	近藤 里枝	一般公募	

（敬称略）

北広島市保健福祉計画検討委員会　高齢福祉部会　委員名簿

氏　名	所属（団体名）	区　分
安孫子 章平	北広島市シルバー人材センター	福祉関係団体
櫻井 美帆子	星槎道都大学	学識経験者
三瓶 徹	社会福祉法人　北海長正会 北広島リハビセンター特養部四恩園	福祉サービス
島谷 清張	北広島市介護サービス連絡協議会	福祉サービス
對馬 伸泰	医療法人社団　翔仁会　輪厚三愛病院 （北広島医師会）	保健医療
土田 孝行	株式会社　リ・ライフケア 訪問看護ステーションかえで	保健医療
福屋 英治	一般公募	公募
三木 千晶	社会福祉法人　札幌厚生会 北広島市高齢者総合ケアセンター聖芳園	福祉サービス

（敬称略）

北広島市保健福祉計画検討委員会　審議経過等

1　北広島市保健福祉計画検討委員会

第 1 回　令和 2 年 8 月 3 日(月)

① 会議および会議録の公開について

② 専門部会の設置について

③ 専門部会委員の指名について

④ 保健福祉に係る諸計画等について

⑤ 保健福祉計画検討委員会について

⑥ 今後のスケジュールについて

第 2 回　令和 2 年 11 月 26 日(木)　※書面開催

① 保健福祉諸計画の素案について

第 3 回　令和 3 年 2 月 5 日(金)　※書面開催

① 保健福祉諸計画の案について

2　北広島市保健福祉計画検討委員会　高齢福祉部会

第 1 回　令和 2 年 8 月 3 日(金)

① 高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画について

② 介護保険事業に関連する法改正の概要について

③ 計画策定および検討委員会のスケジュールについて

④ 日常生活圏域ニーズ調査について

⑤ 在宅介護実態調査の実施について

⑥ 施設等整備に係る意向調査の実施について

第 2 回　令和 2 年 10 月 6 日(火)

① 第 7 期介護保険事業計画の評価と課題について

② サービス提供事業者調査結果について

③ 第 8 期介護保険事業計画策定に向けて

第 3 回　令和 2 年 11 月 11 日(水)

① 在宅介護実態調査の結果について

② 人口、被保険者及び要支援・要介護認定者の推計について

③ 各事業の目標値（推計値）について

④ 介護保険料の推計について

3　市民意見募集の実施状況

実施期間　令和 3 年 1 月 4 日(月)～令和 3 年 2 月 2 日(火)

実施方法　広報「北広島」1 月 1 日号および市のホームページに掲載し、直接持参、郵便、ファックス、電子メールで受け付けをします。

閲覧場所　市役所福祉課および各出張所、北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、北広島市図書館、大曲ふれあい学習センター（夢プラザ）

募集結果　1 件

結果公表　ホームページ等で公表

北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

平成 21 年 9 月 25 日

条例第 20 号

改正　平成 23 年 8 月 5 日条例第 17 号

平成 25 年 3 月 25 日条例第 28 号

平成 26 年 6 月 27 日条例第 29 号

平成 29 年 3 月 21 日条例第 6 号

(設置)

第 1 条　市が策定する保健福祉に係る計画に関し総合的な検討を行うため、北広島市保健福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条　この条例において、「計画」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく地域福祉計画

(2)　老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく老人福祉計画

(3)　介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画

(4)　障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画

(5)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画

(6)　児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく障害児福祉計画

(7)　健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項の規定に基づく健康増進計画

(平 29 条例 6・一部改正)

(所掌事務)

第 3 条　委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　計画の策定及び変更に関すること。

(2)　計画の進行管理に関すること。

(3)　その他計画の策定に関すること。

(組織)

第 4 条　委員会は、委員 24 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　自治会、町内会又はこれらの連合団体の代表者

(3)　公募に応募した者

(4)　その他市長が必要と認めた者

3　委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及及び副委員長)

第5条　委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員長は、委員会の会議の議長となる。

3　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条　委員会は、専門的な事項を調査及び検討するため必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2　部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6　部会長は、当該部会における調査及び検討の経過及び結果について、委員会に報告しなければならない。

7　前条第1項から第4項までの規定は、部会について準用する。

8　前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(委任)

第8条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に設置されている北広島市保健福祉施策懇談会(以下「既設懇談会」という。)の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された北広島市保健福祉計画検討委員会の委員

とみなし、その任期は、既設懇談会の委員となった日から起算する。

附　則(平成 23 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 25 年条例第 28 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 26 年条例第 29 号)

(施行期日)

1　この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日において北広島市保健福祉計画検討委員会の委員である者の任期は、改正前の北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の規定にかかわらず、その日に満了する。

附　則(平成 29 年条例第 6 号)

(施行期日)

1　この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 2 条第 6 号の規定の適用については、同号中「児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 65 号)第 2 条の規定による改正後の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項」とする。

北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会設置規程

○北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会設置規程

平成 20 年 5 月 1 日

訓令第 10 号

(設置)

第 1 条　市の保健福祉に係る諸計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、総合的な検討及び調整を図るため、北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条　委員会は、計画の案の策定に関する事務を所掌する。

(組織)

第 3 条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2　委員長は、副市長をもって充てる。

3　副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。

4　委員は、職員のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条　委員長は、委員会を統括し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条　会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条　委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委任)

第 7 条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。